

『1649年会議法典』 翻訳と注釈(1)

中沢 敦夫、吉田 俊則

I. 『1649年会議法典』 について

『1649年会議法典』(Соборное Уложение 1649 года)(以下『会議法典』と略記)は、ロマノフ朝第2代のツァーリ、アレクセイ・ミハイロヴィチ帝の治世に編まれたロシア最初の体系化された法典であり、全国会議(Земский собор)における審議を経て編纂されたことからその呼び名がある。王朝初期に制定されたこの法典は、1830年にM・M・スペランスキーが全45巻からなる『ロシア帝国法律大全』を編纂したとき、その第1巻の冒頭に収められた。この『法律大全』自体は、その後に出された諸法令を追加する形で補遺編集が続けられ、十月革命までロシア帝国の基本的法源であり続けたので、『会議法典』も形式的には1917年にロマノフ王朝が倒れるまで、有効な法規であり続けた。

全25章967条からなるこの法典は、成立のいきさつを記した前文にはじまり、ロシア正教と教会の神聖を定めた第1章、君主たるツァーリの不可侵を謳った第2章と続き、今日的な言い方をすれば、いわゆる六法の全領域にわたる諸法規が以下の諸章で定められている。それらのうちでもっとも大きな比重を占めるのは、全287条からなる第10章「裁判について」の諸条項(本連載の(2)以降に掲載予定)であるが、一般的には、近世農奴制の確立と君主権の絶対化を根拠づけた法典として知られる。

『会議法典』成立の事情に関して、大きくは二通りの観点から説明がなされてきた。その一つは、統一的法制度への社会的、国家的な要請がこの法典に結実した、という見方である。

『会議法典』以前にもロシアに「統一的法制度」が存在しなかったわけではない。古くはキエフ・ルーシ時代のルーシ法典(Русская Правда)(11~12世紀)があり、リューリク王朝期(9~16世紀)には、イヴァン3世の1497年法令集(Судебник 1497 года)とイヴァン4世の1550年法令集(Судебник 1550 года)が編まれた。これらはいずれも、それぞれの時代のロシアの基本法であり、時代とともに法制度の整備が進められてきた結果にほかならなかった。

1550年法令集から『会議法典』までの約百年間にロシアは、数多くの歴史上の劇的変化を経験した。イヴァン4世(雷帝)の治世後半における「恐怖政治」、16世紀末に発生したといわれ

る農業危機、リューリク朝の断絶と動乱時代（スムータ）、そしてロマノフ朝の成立など、いずれもときの為政者に統治体制の再構築を余儀なくさせるような深刻な出来事であり、体制の根幹としての法制度の再編・強化を促しても当然の社会状況であったといえる。そして、そのような試みも確かに存在した。1550年法令集は、全体で100条に足りず、その内容も狭義の裁判法規の域を出ないものであったため、統治と社会生活に必要な法規範は、官署（приказы）行政における勅令や訓令（「ツァーリの命令と貴族たちの決定」）などによって補完された。法令集を根幹とするとはいえ、当時の法体系がこうした個別の諸法規の集積によって構成されていたことは、一種のカオス状況の出現を避けがたいものにした。役人の職権濫用を非難する当時の多くの嘆願書などが、そうした状況を物語っている。1589年、フョードル帝のときに新たな法令集の草案作成が試みられたが、正式に裁可されることなく、ロシアは動乱時代に突入した。

ロマノフ朝初代ミハイル帝の治世（1613-1645）は、動乱によって深手を負ったロシアの再建時代と定義することができる。国家としての独立さえ脅かされた動乱の経験は、ロシア社会を心理的に内向させた。ロシア政府も、ミハイル帝とその父で総主教のフィラレートのもとで、鎖国に近い体制を構築して、外来文化の影響を排除しようとした。そうした状況に変化が現れるのは、1630年代、キエフにピョートル・モギラの神学アカデミアが創設されたころであった。『会議法典』との関わりでいえば、おそらくこのころを前後して、隣国のリトアニア法典（Литовский статут）（1588）がロシアに伝えられ、官署行政における重宝な手引き書として用いられるようになったと推定される。その結果、このリトアニア法典が、『会議法典』編纂に際してのもっとも重要な出典のひとつとなった。

1645年にアレクセイ帝が16歳で即位し、それからまもなく、20歳を迎える1649年に『会議法典』は成立した。もしこのときでなかったとしても、ロシアの国家と社会は、遅かれ早かれ、新しい法典の整備に着手したはずであり、むしろ長すぎたというべき「空白の百年間」を経て、ロシアの法制度の歴史は新しい地平に立った。巨視的に見れば、『会議法典』は、このように位置づけることができる。

他方、もう一つの観点は、『会議法典』成立の直接的な契機を説明するものである。

法典成立に先立つ1648年、首都モスクワで都市民の一大騒擾事件が勃発した。いわゆる「塩一揆」の名で知られるこの事件は、6月1日、アレクセイ帝が一族とともにトロイツェ=セルギエフ大修道院への巡礼を終えてモスクワへの帰路についた日に発生した。数千人規模の都市民衆が租税の軽減や経済的救済を求めて、ツァーリへの嘆願のために自然発生的な行進を開始したことに端を発する。本来はクレムリの警護にあたるはずの銃兵隊からかなりの数の同調者が現れ、俸給の遅配への不満や待遇改善を求めて、行進に合流した。塩一揆は、一方で「赤の広場」における政府と民衆側の政治交渉をもたらすとともに、他方では、政府高官や貴族、

特権商人の館の焼き討ち事件を引き起こし、政府要路の人物を含めて多くの役人が殺害ないし処刑されるという激化事件となり、さらには、首都だけにとどまらず、かなりの数の地方都市にも波及し、ロシア全土が緊張状態に包まれたという出来事である。

一揆の参加者は、いわゆる「黒い人々」(черные люди)と呼ばれた担税民で、特権身分に含まれない中下層の商人・手工業者、下層の軍人(銃兵、砲兵など)、また、一揆の知らせを聞いて首都にのぼった地方士族層などであった。

こうした都市暴動を終息させるために、ツァーリ政府は、1648年7月16日付の勅令を発し、新法典編纂のための起草委員会の設置と全国会議の9月1日召集を布告した。このときの全国会議は、少なくとも116都市の諸身分から三百数十名の「選出された人々」(выборные люди)を召集して、二院に分かれて開催され、翌1649年の1月29日に新法典を承認して閉会した。

他方、N・I・オドエフスキーを長とし、5名で構成された起草委員会には、(1)使徒と教父の法、ギリシアの皇帝の法に依拠すべきこと、(2)歴代のツァーリ命令(勅令)と貴族会議の決定を収集し、これを諸法令集(1497年、1550年)と比較考証すべきこと、(3)前例のない事柄に関しては、「全体の審議」によって草案を得ること、などが編纂の指針としてあたえられた(『会議法典』前文参照)。起草委員会は、精力的に作業を進め、早くも1648年10月3日には草案の一部(おそらくは前半部分)が上梓され、全国会議に上程された。

全国会議の審議過程では、多くの選出代表が選出母体から託された嘆願書を読み上げ、それらのうち、あるものは新法典に盛り込まれ、またあるものは忘れ去られた。審議過程のこの部分が、あるいは先に述べた「全体の審議」にあたるものというべきであろうか。

『会議法典』の諸条項は、ロシアの法的伝統を継承したもの、それと密接に関連しながら、外国の法規範を借用したもの、それに新規の諸条項の、大まかには三つのカテゴリーから構成されている。法典の性格に関する考察は別の機会に譲るが、少なくとも70~80以上含まれている新規の諸条項は、都市暴動の圧力がもたらした諸結果ではないかということが推定される。

II. 翻訳と注釈について

本翻訳は底本として次の刊本を用いた。

Соборное Уложение 1649 года: Текст; Комментарии / подгот. текста Л. И. Ивановой. Комментарии Г. В. Абрамовича, А. Г. Манькова, Б. Н. Миронова, В. М. Панеяха. Руководитель авторского коллектива. А. Г. Маньков. Л., 1987.

『会議法典』は、編纂直後に印刷された古印刷本以降現在にいたるまで、多くの版が公刊されているが、底本とした刊本は、最終編集版というべき古印刷本第2版(1649年8~12月刊)

を基本テキストとして、さらに957巻の巻物からなる原写本（1649年1月29日完成）、古印刷本初版（1649年4～5月刊）を校合してなったものであり、現時点では最も信頼できる校訂テキストである。

翻訳作業にあたっては、他に、M. H. Тихомиров, П. П. Епифанов. Соборное Уложение 1649 года: Учебное пособие для высшей школы. М., 1961. や、『会議法典』の英訳である、Richard Hellie (trans. and ed.), *The Moscovite Law Code (ULOZHENIE) of 1649. Part 1: Text and Translation*. California, 1988. をはじめとする刊本の諸版を参照した。

『会議法典』の翻訳と注釈は、2002年6月からはじまり現在も月一回のペースで行われている研究会（「中近世ロシア研究会」）での翻訳検討作業がベースとなっている¹。この研究会は1994～2002年に、G・コトシーヒンの『アレクセイ・ミハイロヴィチ帝治下のロシアについて』の翻訳に取り組んでおり、その活動の成果として、松木栄三編訳『ピョートル前夜のロシア—亡命ロシア外交官コトシーヒンの手記』、彩流社、2003、を上梓している²。17世紀中頃のロシア社会を詳細に記録したこの書は、『会議法典』と成立時期をほぼ同じくしており、扱われている内容も共通しているものが多い。そのため、本翻訳ではできる限りこの先行の翻訳と訳語や表現³を統一するように心がけ、また注釈にも先行の研究成果を積極的に取り入れた⁴。

本翻訳に対する注釈は、テキストにあらわれた基本的な用語の解説、それぞれの条文が成立した背景の説明などに限った。注釈の作成には、『会議法典』の諸刊本に付されているコメントリーをはじめとして、末尾に示した各種文献を参照した。『会議法典』は17世紀ロシアの政

注1 研究会の参加者は次の通りである。浅野明、井内敏夫、今村栄一、大山知児、小野寺利行、岸慎一郎、草野佳矢子、栗生澤猛夫、田辺三千広、兎内勇津流、豊川浩一、中沢敦夫、中村喜和、濱本真実、坂内徳明、松木栄三、丸山由紀子、三浦清美、宮野裕、吉田俊則。

「中近世ロシア研究会」の活動については、次のホームページを参照されたい。

<http://members3.jcom.home.ne.jp/russland/index.html>

注2 コトシーヒンの翻訳は、次の雑誌に9回にわたって発表されている。松木栄三「グリゴリー・カルボヴィチ・コトシーヒン『アレクセイ・ミハイロヴィチ帝治下のロシアについて』—試訳と註（1）～（9）」『静岡大学人文学部人文論集』（1）第45号、1994、（2）第46号、1995、（3）第47号、1996、（4）第48号、1997、（5）第49号、1998、（6）第50号、1999、（7）第51号、2000、（8）第52号、2001、（9）第53号、2002。

注3 『会議法典』は地方の官署で広く読まれ利用されることを前提に書かれているため、原文の構文そのものは単純に組み立てられており、多くの条文は *а будет* で始まる（もしくは動詞の定形を含む）条件節と、動詞が不定形で用いられる主節からなっている。翻訳では、原文の構文を浮き彫りにし、条文の論理を明確にするために、条件節部分の切れ目を「～した場合。」と句点を打って分かりやすく示し、主節を「～すること（～してはならない）」の表現で終えることとした。ただし、短い文では「～の場合には、～すること」のように一文にまとめたところもある。

注4 『会議法典』は、すでに次の翻訳が発表されている。加藤一郎「アレクセイ・ミハイロヴィチ帝の1649年法典—試訳および評注」（1）（2）（3）『文教大学教育学部紀要』20（1986年）、同22（1988年）、同24（1990年）。しかしこの翻訳は、前文、第1～9章を訳出したあと、第11章にとんで、『会議法典』の中でもっとも大きな比重を占める第10章の訳がないばかりか、13章が終わったところで翻訳が中断している。

治・社会を研究するための基本文献であり、そのテキストに対しては、法制史、政治経済史、社会史、ロシア語史などさまざまな視点からの注釈が可能である。そのような専門的な注釈は、『会議法典』をめぐる専門研究のテーマとも関係するものであり、それは筆者を含めた研究会の参加者による、今後の研究に委ねたいと思う。

前文

1715年¹7月16日、君主、ツァーリ、全ルーシの大公にして専制君主たるアレクセイ・ミハイロヴィチは、御年20歳にして神の守護せられ給う治世第3年目の年に、おのが師父にして代禱者、モスクワと全ルーシの至聖なる総主教ヨシフ²、府主教、大主教、主教ならびに聖なる教会会議による助言を得て、また君主に直属する貴族³、宮廷官⁴その他のドゥーマ会議官⁵たちと評議を行って以下のことを決した。すなわち、聖使徒や聖教父たちの規則とギリシア諸皇帝の市民法⁶に書かれている諸規定のうち、国ならびに地方での裁判にかかわる諸条項⁷を抜き

1 当時のロシアで通用していた創世紀元年で、西暦では1648年に相当する。

2 総主教ヨシフは1639年からモスクワのシーモノフ修道院の掌院を勤め、1642年3月にモスクワ及び全ルーシの総主教に選任される。1645年のアレクセイ帝即位以降、教会改革の問題を巡ってツァーリと対立した。1652年没。

3 「貴族」は原文では бояре (単数は боярин)。16～17世紀モスクワ国家の勤務階級ヒエラルヒーの最上級に位置する身分で、大公 (великий князь) や分領公 (удельные князья) の子孫、諸公の譜代の家臣など最も高貴な家系のなかから、ツァーリにより「貴族」(бояре) に任命された。この時代には約30人が貴族に任じられており、そのうち15人が『会議法典』に署名している。

4 「宮廷官」(околичичие) の原義は側にいるもの、つまり大公やツァーリの側に仕える者の意だが、16～17世紀には「貴族」に次ぐ第2位の勤務階級をなし、貴族会議 (боярская дума) の構成員となるとともに、総督 (воевода)、大使 (посол)、官署長官 (приказной судья) などの重職についた。

5 「ドゥーマ会議官」(думные люди) は、貴族会議 (боярская дума) を構成するメンバーのうち、貴族、宮廷官に次ぐ3番目の身分階層を指し、そこにはドゥーマ士族 (думные дворяне) とドゥーマ書記官 (думные дьяки) が属していた。

ドゥーマ士族は、17世紀前半まではごく少数で、常時1～2名、多くて3人程度だったが1690年頃には40人近くになっている。貴族会議に参加して、その委託任務を遂行したほか、政府機関の監督、軍事・外交上の任務、宮廷勤務、総督 (воевода) などの職についた。ドゥーマ士族は16世紀には貴族の家系の出身者が任命され、宮廷官や貴族に昇進する者もあったが、17世紀に官僚化が進むにつれ、出身階級も下に広がり、数も多くなっていくとともに昇進することはほとんどなくなった。

ドゥーマ書記官は、書記官 (дьяки) の中から、「3人ないし4人で、4人より多いことはない」(コトシーヒン2章4節) 数がツァーリによって任命され、書記官として貴族会議の決定や君主の命令を文書化したり、編纂したりする官房機能を担ったほか、使節官署 (Посольский приказ) や軍務官署 (Разрядной приказ) などの重要官署の長の地位も占めていた。

6 聖使徒や聖教父たちの規則とギリシア諸皇帝の市民法 (правила святых апостол и святых отец, и градские законы греческих царей)。前文の筆頭に典拠として挙げられているビザンチンの教会法・市民法については、原写本への書き込みから、例えば1章1条が「モーゼの法から」(из Моисеева закона) と、2章4条、7章20、29条に「市民法から」(из Градских) と注記されているように、影響関係をうかがわせるものもあるが、全体としては明確な典拠をたどることは難しい。おそらく、典拠をビザンチンに求めることによる権威付け、および、教会関連法を筆頭に置くことによるヒエラルヒーの明示のためではないかと考えられている。後者のヒエラルヒーについては、本文冒頭の第1章が教会関連の条文であることにも見て取れる。

7 国ならびに地方での裁判にかかわる諸条項 (статьи к государственным и к земским делам)。この当時の裁判案件 (дело) は事件や訴訟の内容、原告・被告の身分、居住地などによって、どのような官署 (国家機関) が担当するか、あるいは地方の機関が担当するかまちまちであった。

書きすべきこと。かつての大君主、ツァーリにしてロシアの大公たち、ならびに現君主陛下の父君で今は亡き大君主、ツァーリにして全ルーシの大公たるミハイル・フョードロヴィチ陛下による命令と貴族たちの決定⁸のうち、国ならびに地方での裁判にかかわるものをことごとく集めるべきこと。さらにこれら君主の命令と貴族たちの決定を旧諸法令集⁹と比較対照すべきこと。またかつての君主の命令と貴族たちの決定で上の諸法令集の条項に収められていないものについても、現君主陛下の命令により同じように書き写し、全体の審議をへて提案すべきことである。それは高官から下吏まで、モスクワ国家のあらゆる官位の人々が、いかなる事件についても公平な裁判と刑罰が受けられるようにするためである。しかして君主、ツァーリにして全ルーシの大公たるアレクセイ・ミハイロヴィチは、これらすべての諸法規を集めて報告書に記載するよう、貴族ニキータ・イワノヴィチ・オドエフスキイ公¹⁰とセミヨン・ワシーリエヴィチ・プロゾロフスキイ公¹¹、宮廷官フョードル・フョードロヴィチ・ヴォルコンスキイ公¹²、ならびに書記官ガブリエル・レヴォンチエフ¹³、フョードル・グリボエドエフ¹⁴とに命令した。

8 「君主の命令と貴族たちの決定」(государские указы и боярские приговоры)の表現は以下も前文や本文(4章1条、9章2条)に何度もあらわれるが、これは当時の勅令に書かれる決まり文句であり、全体として最高決定である勅令を指している。

9 旧諸法令集(старые судебники)。судебникと呼ばれる法令集は、イワン三世による「1487年法令集」、イワン雷帝による「1550年法令集」、フョードル・イワノヴィチ帝時代の「1589年法令集」(草稿)の3種類が残されている。そのうち全国的な内容をもつものは最初の二つで、ここではこれを指している。

10 ニキータ・イワノヴィチ・オドエフスキイ(Никита Иванович Одоевский)(1601~1689)チェルニゴフ公に起源をたどる名門貴族の出身で、1618~1619年には大膳職、1640年には貴族となり、1643年までアストラハン総督、カザン宮廷、シベリア官署を歴任。1648年にツァーリによって『会議法典』編纂委員会の首席に任じられる。

11 セミヨン・ワシーリエヴィチ・プロゾロフスキイ公(князь Семен Васильевич Прозороский)。生没年不明。1616年に大膳職。1630年から宮廷官、その後知行地官署の長官(судья)を経て、1639~1641年に裁判官署長官、1641~1649年に郵便官署長官を歴任。また1632~1634年の対ポーランド戦争に参加し、その間プチャーブリとヴェネヴェの総督[軍司令官]も勤めている。

12 宮廷官フョードル・フョードロヴィチ・ヴォルコンスキイ公(князь Федор Федорович Волконский)。オドエフスキイ、プロゾロフスキイ両公にくらべると若く、1628年には大膳職にあり、1635年には宮廷官に就任。同時に、嘆願官署の副長官としても勤務。1643~1646年にはアストラハンにて総督の副官を勤め、1649年の短期間、オロネツの総督。1650年の末に貴族の地位を得ている。没年は1664または1665年。

13 書記官ガブリエル・レヴォンチエフ(дьяк Гаврил Леонтьев)。およそ1628年から1634年にかけて総主教庁で書記官として勤務。その後、1634~1643年に銃兵官署で、1643~1646年にはアストラハンでフョードル・ヴォルコンスキイ公のもとで書記官として勤めている。1648年にはゼムスキイ官署の書記官だった。没年は1652年。

14 書記官フョードル・グリボエドエフ(дьяк Федор Акимович Грибоедов)。1639~1646年カザン宮廷の書記官補、1647年にはペログロドで勤め、1648年の7月に『会議法典』編纂委員会に書記として任命。1649~1664年にカザン官署の書記官を勤務、1661~1662年に連隊官署の書記、1664~1670年に軍務官署、1670~1673年にカザン宮廷官署の書記をつとめた。1673年没。オドエフスキイ公と並んで『会議法典』編纂において重要な役割を果たしたとされる。

偉大なるツァーリ国における国ならびに地方の裁判を確立せんがため、君主はおのが師父にして代禱者、モスクワと全ルーシの至聖なる総主教ヨシフの助言を得て命令を下し、貴族たちがこれを評議して以下のように決した。すなわち大膳職¹⁵、小姓¹⁶、モスクワ士族¹⁷、在府士族¹⁸の官位からはそれぞれ2名ずつを選び、また地方都市のうちノヴゴロドを除く大きな都市の士族¹⁹と小士族²⁰からも同じく2名ずつ、ノヴゴロド人では五州²¹から各州1名ずつ、小さな都市からは各1名ずつ、大商人²²からは3名、ゴスチ組合²³とラシャ組合²⁴の商人からは各2名ずつ、都市民区²⁵とスロボダ²⁶、ならびに地方諸都市のボサード²⁷からは1名ずつ、それぞれ善良にして利発

-
- 15 大膳職 (стольники) は本来は君主や賓客の食卓に奉仕する宮廷内の役職を意味していたが、16～17世紀にはツァーリに仕える高位の勤務身分の一つのカテゴリーとなった。序列の上では、貴族会議メンバーの次に位置し、外交・軍事・内政のいずれの分野でも貴族や宮廷官の補助者、あるいは地方総督などの職務を果たした。コトシーヒンの時代には、大膳職の総数は約500人だった。
- 16 小姓 (стряпчий) は本来は宮廷で衣食住に関する事柄を担当する廷吏のことだが、実際に宮廷内の職務にたずさわる者はごくわずかで、多くはさまざまな場所で、軍事・行政上の職務を果たした勤務身分の一カテゴリーである。序列の上では大膳職の次に位置した。コトシーヒンの時代には約800人の小姓がいたという。
- 17 モスクワ士族 (московские дворяне) は、16世紀の中頃に士族のうちから選ばれた約1000人がモスクワ付近に知行地を与えられ、ツァーリの近衛部隊の役を果たすように組織されたもので、序列の上では小姓の次に位置する。
- 18 在府士族 (жилыцы) はモスクワに在住し数十人ずつが交替で宮廷内に住み込み、ツァーリの雑務や走り使いなどを行った中・下級勤務身分で、コトシーヒンによれば約2000人が存在した。序列ではモスクワ士族の次に位置する。
- 19 ここではモスクワ士族に対して、地方都市で勤務する、地方都市士族 (городовые дворяне) を指している。もっとも一般的な軍事勤務身分として、モスクワ国家の軍事的基礎をなした。序列ではモスクワでの勤務者より下だが、地方勤務者の中では最高位である。多くの地方都市士族は一般に100騎の小士族 (дети боярские) からなる騎馬軍の指揮官 (百人隊長) であった。
- 20 この小士族 (дети боярские) は、地方都市小士族 (дети боярские городовые) をさし、最も数の多かった軍勤務者で、地方都市士族とならんで16～17世紀のモスクワ国家の基幹軍事力=伝統的騎馬軍の中心的担い手だった。序列の上では地方士族の次で、世襲による勤務身分の最下位にあたる。正確な数は不明だが、17世紀半ばの地方士族と地方小士族の数はあわせて4万人弱だったとされる。
- 21 五州 (пятины) とは、ノヴゴロド五州 (новгородские пятины) と呼ばれるノヴゴロド地方の行政区分のこと。
- 22 大商人 (гости) とは、モスクワ時代以前には、外国あるいは地方都市おの交易に従事する商人を意味したが、16～17世紀ではツァーリから「大商人」 (гости) という称号を受け、対外貿易、国庫商品の売買にあたるなど、モスクワ商人の中で特権的な地位を占めた裕福な商人を指す。これらは、関税・酒場税徴収の請負や、国家取引の代行など政府業務の代理人機能も果たした。コトシーヒンは大商人はおよそ30人いると述べている (10章1節)。
- 23 ゴスチ組合 (гостиные сотни) とは、本来の大商人 (гости) よりやや資本規模の劣るクラスで、古くからのモスクワの商人たちが参加する組合で、自主的な組合ではなく官製組織。いわゆるゴスチの称号を得た大商人たちの組合ではない。1649年の記録で、ゴスチ組合員は158人を数えたという。
- 24 ゴスチ組合がモスクワ商人を中心に組織されていたすれば、ラシャ組合 (суконные сотни) は、地方都市からモスクワに来た商人が参加する組合だとされた。しかし、17世紀までには両者の差はなくなり、ラシャ組合は単にゴスチ組合よりも少し資本力の劣る商人の組織 (やはり官製) を意味するだけになった。ラシャ組合員は1649年の記録で116人だった。コトシーヒンはゴスチ組合とラシャ組合あわせて約200人としている (10章2節)。
- 25 都市民区 (черные сотни) は、モスクワにおける下層の都市民の (чернь) 居住区のこと、小商人、職人、労役夫などが住んでおり、区長 (сотники) のもとに組織されていた。
- 26 スロボダ (слобода) とは、一般の都市民 (чернь) が負担する担税の諸負担を一時的ないし永久に免除された居住地集落のことで、種類は多様である。たとえば、銃兵 (стрельцы) のスロボダ、カザーク (казаки) のスロボダ、駅御番者 (ямщики) のスロボダのように、下級の国家勤務者が集住する城塞都市内のスロボダもあれば、御料地スロボダのように、宮廷経営のためのさまざまな労働をしたり、食料・干草・薪炭を供給するかわりに担税の庶民の負担を免除されている場合もある。さらに、宮廷や国家勤務者のためのさまざまな手工業製品を供給して、そのかわりに免税されている職人や商人のスロボダもあった。
- 27 地方諸都市のボサード (посад) とは、モスクワ以外の地方都市の城下に住む一般商工民のことで、農民の身分と同様に公課 (тягло) を課されてはいる担税都市民を指す。一般にモスクワの商工民はボサードとは言わず、単に商人と呼んでいる。

なる者たちを選出し、これらすべての選出された人々とともに、ツァーリ国における国ならびに地方での裁判の法を制定することである。それはこの国のあらゆる裁判が、現君主陛下の命令ならびにこの全国会議が定める法典²⁸に基づいてとり行われ、以後決してこれが破られることがないようにするためである。

君主、ツァーリにして全ルーシの大公たるアレクセイ・ミハイロヴィチの命令により、貴族ニキータ・イワノヴィチ・オドエフスキ公ならびにその補佐官らは、聖使徒や聖教父たちの規則、ギリシア諸皇帝の市民法、ロシアの以前の大君主たちによる旧諸法令集、今は亡き大君主、ツァーリにして全ルーシの大公たるミハイル・フォードロヴィチによる命令と貴族たちの決定のうち、旧諸法令集にも、以前の君主たちの諸命令、貴族たちの諸決定にも収められていない諸条項を抜き書きし、これらの諸条項を記録したうえあらためて君主のもとに奉呈した。

しかして本年157年10月3日²⁹、君主、ツァーリ、全ルーシの大公にして専制君主たるアレクセイ・ミハイロヴィチは、おのが師父にして代禱者、モスクワと全ルーシの至聖なる総主教ヨシフ、府主教、大主教、主教、同じく君主に直属する貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官たちともにこの法令集を聞き取り、また全国会議のためモスクワならびに地方諸都市より選出されたる者たちの前でも読み上げられ、爾後この法典の全体が永久にして不動たることを期した。また君主は、この法典の全文の写しをとり、この写しにモスクワと全ルーシの至聖なる総主教ヨシフ、府主教、大主教、主教、掌院、典院ならびに聖なる教会会議、さらに君主に直属する貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官、ならびにモスクワ国家とロシア・ツァーリ国のすべての地方都市より選抜士族³⁰、小士族、大商人、商人・ポサード民が署名するよう命令した。これらもろもろの人々による署名がすむと、君主は、この法典を書き写して一冊の書物とし、この書物には書記官ガヴリール・レヴォンチエフとフォードル・グリボエドフが署名すること、さらにモスクワの全官署ならびに地方諸都市において法典がゆるぎないものとなるよう、この書物を印刷に付して多くの書物とし、あらゆる裁判がこの法典に基づいて行われるべきことを命令した³¹。

28 全国会議が定める法典 (соборное уложение)。『会議法典』の学術的な通用名称はロシア語で Соборное Уложение 1649 года。だが、これは前文のこの言葉と、『会議法典』が完成した年 (跋文によると1649年1月29日) を組み合わせたものである。

29 創世紀元7157年のことで、西暦では1648年10月3日にあたる。創世紀元年は9月はじまりなので、年があらたまっている。「本年」となっているのは、『会議法典』の完成は1649年1月29日 (跋文より) で、前文はこの頃に執筆されているが、創世紀元年では同じ年 (7157年) であることによる。

30 選抜士族 (выборные дворяне) とは、地方都市士族 (городовые дворяне) の中でも裕福で、遠隔地への派遣勤務や首都・宮廷における勤務も行う士族の階層。

31 『会議法典』の原本は紙に書かれた957巻の巻物として完成したが、1649年中に1200部づつ2回にわたって印刷され (初版は4～5月、第2版は8～12月)、一冊1ループリで販売され、1651年に完売した。

かくて君主、ツァーリにして全ルーシの大公たるアレクセイ・ミハイロヴィチの命令により、この法典の写しが取られ³²、法典の写しにはモスクワと全ルーシの至聖なる総主教ヨシフ、府主教、大主教、主教、掌院、典院ならびに聖なる全公会、同じく貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官、選抜士族、小士族、大商人、商人・ボサード民たちが署名を行った³³。しかしてこの法典の写しから一語一語が写し取られて一冊の本とし、その本からこの印刷本が作られた³⁴。

君主、ツァーリにして全ルーシの大公たるアレクセイ・ミハイロヴィチの命令によりこの法典が選出された人々の前で読み上げられたとき、その会場となったツァーリ宮殿の交渉の間³⁵において選出された人々の会議の議長となったのは、君主の命令により任ぜられた貴族のユーリイ・アレクセエヴィチ・ドルゴルーコフ公³⁶である。

第1章 神を冒瀆する者および教会の秩序を乱す者について（本章は9条からなる）

第1条 いかなる信仰であれ正教徒にあらざる者が、あるいはロシア人が、主なる神とわれらが救世主イエス・キリストを、あるいはイエスを生みし、いと淨きわれらが女宰たる聖母にして永遠の乙女マリアを、あるいは聖なる十字架を、あるいは神にかなう聖人たちを冒瀆した場合。それについて、あらゆる方法で嚴重に取り調べること³⁷。そして、取り調べた上でそれがたしかに立証された場合には³⁸、その瀆神者の罪を明らかにした上で、火刑³⁹によって処刑すること。

32 この写し (список) が957巻からなる『会議法典』の原写本 (РГАДА, ф. 135, отд. V, рубр. I, №. 6) である。

33 実際に『会議法典』の原写本には、総主教を筆頭とした全国会議の参加者315人の署名が付されている。

34 写本原本の完成、会議参加者の署名による認証、さらに印刷に関するこの段落（「かくて君主……」ではじまる）は、当然のことながら署名が付されている写本原本にはなく、印刷本の段階で付け加えられた文言。なお、「その本からこの印刷本が作られた」の句は、第2版のみに見られ、明らかに初版が出たことを踏まえた挿入である。

35 交渉の間 (ответная полата)。宮殿内にあり、外国使節と貴族たちの交渉（ロシア語で ответ と言った）のために用いられた大広間。

36 貴族のユーリイ・アレクサンドロヴィチ・ドルゴルーコフ公、生年不明。1627年に大膳職を勤務。1646～1647年にプチャーヴリの総督。1648年から貴族に叙位され、直ぐに検察官署 (Приказ сыскных дел) の筆頭署長になり、その後、諸官署を歴任後に、1654年にはじまった対ポーランド戦争に司令官として活躍した。その後、1670～1671年には司令官としてステパン・ラージンの乱の鎮圧に功績をあげた。1682年のモスクワの銃兵の蜂起で殺害される。

37 「あらゆる方法で嚴重に取り調べる」(сыскивати всякими сыски накрепко) とは、拷問によって自分を引き出すことを想定している。なお、『会議法典』第1章～第9章の中で、そのような取り調べを要求しているのは、神聖冒瀆 (1章1条)、裏切り者の死後調査 (2章9条)、大逆の罪 (2章16条)、通行証不携帯者の裏切りの調査 (6章3条)、下僕の裏切りの調査 (6章6条) であり、とりわけ重大な犯罪、国家犯罪に関するものである。

38 第1章は教会における犯罪行為に対する重罰を特別に定めたものだが、これらの取り調べと裁判は、いわゆる教会裁判として聖職者が行うのではなく、司法官署 (Судной приказ) などの世俗の役所が管轄した。

39 ルーシの法文典の歴史において、『会議法典』で初めて、「火刑」が重大犯罪に対する量刑として定められた。

第2条 もし狼藉者⁴⁰が、聖なる聖体礼儀⁴¹がおこなわれているときに、神の教会のなかに入りこみ、いかなる方法によってであれ、神の聖体礼儀を妨げた場合。その者を捕らえ、取り調べ、その者がそのような行為に及んだということをたしかに立証した上で、容赦なくその者を死刑に処すこと。

第3条 もし誰かが、聖なる聖体礼儀がおこなわれているとき、あるいは教会のその他の奉事の聖歌が歌われているときに神の教会に入りこみ、総主教に、あるいは府主教に、あるいは大主教や主教に、あるいは掌院に、あるいは典院や司祭職にある人びとに、無礼な言葉を吐き、それによって教会における神聖な聖歌を妨げ、そしてそれについて君主の知るところとなった場合。取り調べた上でそれがたしかに立証されたなら、その罪のゆえに、この狼藉者を市場の刑⁴²に処すこと。

第4条 もし誰かが神の教会に入りこみ、誰に対してであれ人を打ち、そしてその者を死にいたらしめた場合。取り調べた上で、その殺人者自身も同じように、死をもって処罰すること。

第5条 もし、死にいたらしめなかったものの、誰かを傷つけた場合。その者を容赦なく市場の刑に処し、それから1か月のあいだ牢獄につなぎ、さらに、傷つけられた者のために、その負傷に対して、負傷させた者から2倍の名誉毀損料⁴³を徴収すること。

第6条 もし、このような狼藉者が、神の教会のなかで、誰に対してであれ人を殴ったが、傷つけるにはいたらなかった場合。この狼藉の報いとしてその者を笞刑⁴⁴に処し、さらに殴られた者のために、その者から名誉毀損料を徴収すること。

40 『会議法典』では、狼藉者 (бесчинник)、狼藉 (бесчинство, бесчиние) の語は教会儀式、教会人に対する不法・不敬行為についてだけ用いられている。

41 聖体礼儀 (литургия) とは、日曜日と祭日に行われる正教会のもっとも重要な儀式で、カトリックのミサに相当する。

42 市場の刑 (торговая казнь) とは、市場の広場で行われる公開の鞭打ち刑のこと。

43 この時代の法律用語としての「名誉毀損」(бесчестье) は広い概念を持ち、教会や宮廷内での暴力、宮廷内序列の紊乱、勤務不服従、貴族・総督など高官に対する誣告、勤務者に対する言葉による侮辱などの行為は、位階身分の秩序(名誉)を乱すものとして、罰金や処罰とは別に、賠償金としての「名誉毀損料」(бесчестье)を取り立てて、名誉を傷つけられた者に渡すことが定められていた(以下の6条、7条も参照)。その額は、名誉を傷つけられた者の勤務身分によって異なり、給与額に応じていた(コトシーヒン4章13節、7章41節)。これについては『会議法典』でも、第10章で名誉を傷つけられた者ごとに詳しく触れられている。

なお、ここで「2倍」とされているのは、甚だしい名誉毀損なので、定められた額の2倍を取り立てるということである。

44 笞刑(бити батоги)は、市場の刑などで使われる鞭打ちの刑(бити кнутом)にくらべると軽い刑罰で、比較的軽微な罪に対して適用された。罪人をうつぶせに地面に横たえさせ、ふたりの刑吏がひたひたは両膝で首をはさんで座り、もうひとりが足もとに座り、小指ほどの太さで70~80センチの棒状の笞を両手に持って罪人の背中を殴打するもの。

第7条 もし、誰かを殴るにはいたらなかったが、言葉で侮辱した場合。その狼藉の報いとしてその者を1ヵ月のあいだ牢獄につなぐこと。また、侮辱された者のために、狼藉者から名誉毀損料を徴収すること。これは、これを見て神の教会のなかでいかなる狼藉も起こらないようにするためである。

第8条 教会の聖歌が歌われているときに、教会のなかで、君主、ツァーリにして全ルーシの大公アレクセイ・ミハイロヴィチに対して、またモスクワと全ルーシの至聖なる総主教イオシフに対して、また府主教や大主教や主教に対して、誰であれ、いかなる私事についてであれ嘆願⁴⁵を行ってはならない。これは、それによって、神の教会のなかで教会の聖歌を混乱させないためである。なぜなら、神の教会は祈るために来るところだからである正教キリスト教徒は、神の教会のなかでは立って、畏怖して祈るべきであり、地上のことに思いをいたしてはならない。

第9条 もし誰かが、神への畏れを忘れ、ツァーリの命令を軽んじて、君主に、あるいは総主教に、あるいはその他の高位聖職者たちに、神の教会の中で、教会の聖歌が歌われているときに、いかなる私事についてであれ嘆願を行った場合。その行為の報いとして、君主が命令する期間だけその嘆願者を牢獄につなぐこと。

第2章 君主の名誉⁴⁶について、いかに君主の健康を守るかについて（本章は22条からなる）

第1条 誰かが何らかの陰謀によって、君主の健康を損なおうと⁴⁷企て、そしてこの者のこの悪しき陰謀について、誰かが告発⁴⁸した場合。告発に基づいてこの者の悪しき陰謀について取り調べ、この者がツァーリ陛下に対して悪事を企て、実行しようとしたことが立証されたなら、

45 嘆願 (бити челом)。本翻訳で「嘆願」「訴願」「訴え」「訴え出る」「訴状を出す」などの訳語を当てている部分は、原文では бити челом である。この語は、モスクワ国家内で、位階の下級者が上級者に宛てて書面で「訴える」行為を広く意味し、告訴、弁明、告発、上申など状況に応じてさまざまに訳すことができる。通常、ツァーリを名宛人とした書面を、案件や当事者を管轄する官署に提出した。なお、ここでは教会でのツァーリ及び総主教に対する「直訴」の禁止を定めている。

46 第2章では国家を転覆しようとする反逆罪を扱っているが、罪としては、先行する名誉毀損の条項と同じく、君主の名誉 (честь) を毀損したもとして位置づけられている。

47 ここで「陰謀によって、君主の健康を損なおうとする」とは、多くの場合、ツァーリに対して呪詛を行い、病気を「うつす」行為を指していたことが、当時の裁判記録からうかがえる。

48 告発 (известити, извет) とは、正式に裁判に訴え出るのではなく、他人の罪状を管轄の行政・司法機関へ訴えでる (つまり密告である) もので、告発をうけて機関は取り調べ (сыск) を行う。

その者を取り調べに基づいて死刑に処すこと。

第2条 同様に、誰かがツァーリ陛下の治下であって、モスクワ国家を奪取して君主になろうとし、その自分の悪い陰謀のために兵を集めようとした場合、あるいは誰かが、ツァーリ陛下の敵と友誼を結んで、助言の文書を送り、あらゆる方法で敵に援助を行い、それはこのような内通によって、君主の敵にモスクワ国家を奪取させるためであった場合、あるいは何らかの悪事を企み、誰かがその者を告発し、この告発に基づいて取り調べた結果、裏切り行為⁴⁹が立証された場合。そのような裏切り者は同様に死刑に処すこと。

第3条 誰かが裏切って、ツァーリ陛下の都市を敵に明け渡した場合、あるいは誰かが、やはり裏切りの意図をもって、ツァーリ陛下の諸都市に他の国家の外国人たちを導き入れようとし、取り調べた上でそれがたしかに立証された場合。そのような裏切り者も死刑に処すこと⁵⁰。

第4条 誰かが陰謀または裏切りの意図をもって、都市に火をかけ、あるいは家屋に放火した場合、そして現場であるいは事後にその放火犯が逮捕され、取り調べたうえでそれが犯罪⁵¹であることがたしかに立証された場合。一切の慈悲を示さずにその者を火刑に処すこと。

第5条 また、そのような裏切り者の知行地⁵²、相続地⁵³、財産⁵⁴は、君主の国庫に没収すること。

49 ここで裏切り行為 (измена)、裏切り者 (изменник) は、原義はツァーリへの臣従の誓いの背反だが、ツァーリに対する犯罪を扱っている本章では、国家転覆の謀議、敵対する外国への亡命、さまざまな利敵行為、ツァーリの生命を狙う企てなど、君主及び国家を害しようとする様々な犯罪を指している。

50 コトシーヒンは、「都市を敵に売り渡して陥落させるとか、書簡を交わして敵と通じるとか、その他悪質な裏切りないし利敵行為が発覚した場合には、その裏切りに対しては生きたまま四つ裂きの刑にされ、そのあと断頭される」(7章34節)と、より具体的に処刑の方法を述べている。

51 ここで「犯罪」と訳した воровство の語は、君主の秩序を乱す不法な行為全般を指す広い概念をもって

いる。

52 知行地 (поместье) とは、国家が勤務者 (主に軍勤務) に給与として与える土地のことで、勤務者はここからの収入で生活した。勤務者が任官するときに嘆願などをして、給与基準にしたがって、一定の土地が分与される。それは、勤務者に対して一代限り与えられ、売り払うことも抵当に入れることもできないとされた。ただ、勤務者が死ぬと、息子たちに一族の所領として分けられたため、代が重なるうちに相続地的になっていった。

53 相続地 (вотчина)。上級・中級勤務者の古い家柄に伝わる土地は、最初は知行地であっても代を重ねるうちに一族の相続地になり、さらに、特別な勤務の報償として受けた土地、購入した土地などがこれに加わる。このような土地は、領主が自由に売り払い、抵当に入れ、婚資として分け与えることができた。十七世紀には勤務者が初めから相続地として土地を分与されることも多くなってきた。

54 「財産」(животы) と訳した語は、穀物備蓄なども含む動産を指し、土地は含まない。

第6条 このような裏切り者の妻や子どもたちがこれらの裏切りについて知っている場合には、かれらもまた同様に死刑に処すこと。

第7条 妻が自分の夫の裏切りの意図について、あるいは子どもたちが自分の父の裏切りについて知ることがなく、かれらがその裏切りの意図を知らなかったことが取り調べの結果立証された場合。かれらをその科で処刑してはならず、かれらにいかなる処罰も下してはならない。その場合、かれらの相続地や知行地だった〔没収された〕土地から、君主はかれらに生活費を恵与する。

第8条 裏切り者の〔処刑された〕あとに子どもたちが残り、そしてその子どもたちは、この者が裏切りを行う前から、この者とは別れていて、一緒に住んでいなかった場合、そしてまた、その子どもたちはこの者の裏切りについては知らず、またかれらの財産や相続地はかれら自身のものである場合。その子どもたちから、財産と相続地を没収してはならない。

第9条 誰かが裏切りを行ない、その者の〔処刑された〕あとにモスクワ国家内に父親や母親、あるいは実の兄弟または義理の兄弟、あるいは伯叔父またはその者の一族の誰か他の者が残り、そしてその裏切り者がかれらと一緒に住んでいて、かれらの財産と相続地が共有であった場合。そのような裏切り者については、この者の父や母や一族がこの者のこの裏切りについて知っていたかどうか、あらゆる方法で厳重に取り調べること。そして、かれらがこの裏切り者の裏切りについて知っていたということが、取り調べによって立証された場合には、かれらもまた死刑に処し、かれらの相続地と知行地、そして財産は君主の国庫に没収すること。

第10条 もし、前条の者たちがその裏切り者の裏切りについて知らなかったことが、取り調べによって立証された場合。かれらを死刑に処してはならず、かれらの知行地、相続地、財産を没収してはならない。

第11条 誰であれ裏切り者で⁵⁵外国に身をおいていた者が、モスクワ国家に帰還してきた場合、そして君主がその者に慈悲を与えて、罪を赦免するよう命じた場合。この者には勤務のための知行地があらたに与えられる。ただし、この者の相続地については、君主の意志に委ねられ、また、この者の以前の知行地がこの者に返還されることはない。

55 この裏切り者（изменник）は、原義に近い意味で使われており、「ツァーリへの臣従の誓いに背いて外国で勤務した者」であり、これまでの条項であるような国家犯罪を企てたものではない。

第12条 誰かが誰かを君主への大逆の罪⁵⁶で告発したが、この自分の告発を証言する者を誰も立てず、いかなる証拠も明らかにせず、そのような君主への大逆の罪について、取り調べるべき証拠が何もない場合。そのような大逆の罪に関しては、君主が示した判断にしたがって命令が下される⁵⁷。

第13条 君主の健康を損なおうとし、あるいは君主への裏切りの行為をなそうとしていると、下僕がその仕える主人を告発した場合、あるいは、農民がその下で農民として生活している領主を告発した場合。かれらが、その件において証拠を何ら明らかにしえないときには、その告発を信用してはならない。そして、かれらを厳しく処罰し、鞭⁵⁸で容赦なく⁵⁹打った上で、この下僕あるいは農民をその主人に引き渡すこと。大逆の罪は別として、それ以外のいかなる件についても、そのような告発者を信用してはならない。

第14条 いかなる官位の者に仕える下僕であれ、自分は（主人が）君主を誹謗中傷⁶⁰したことを知っていると言い出したが、後になって、自分はそのような君主に対する誹謗中傷などについては知らず、誹謗中傷を言い立てたのは、打擲を受けるのを免れるためであったり、酩酊していたためであった場合。その様な下僕は鞭で打ち、鞭で打ったのちにその主人に引き渡すこと。

第15条 誰かが裏切り者を追い駆けて、これを路上で殺した場合、あるいは捕らえて、君主のもとに引き連れてきた場合。その裏切り者は死刑に処すこと。他方、裏切り者を連行したり殺した者に対しては、君主の給与として、裏切り者の財産の中から、君主が命令するだけのものが与えられる。

56 大逆の罪 (великое государево дело) は本章の1~4条で触れられているような国家犯罪を指し、君主に対する誹謗中傷 (государево дело или слово) とは区別されている。

57 国家反逆罪 (「大逆の罪」) のような特別な罪で告発されたとき、いくら取り調べてもその証拠がない場合には、処罰の決定は最終的には君主が決めるということ。下の第13条も「大逆の罪」については、特別扱いされている。

58 鞭打ちの刑 (бити кнутом) は、当時の一般的な刑罰の方法で、コトシーヒンによれば、分厚い革ひもを編んでつくった握り柄の先に、指ほどの太さで長さが1メートル半 (5ロコチ) ほどの革ひもがついており、これで罪人の背中を打つ。鞭打つたびに背中はナイフで切り裂いたようになるという (7章34節)。

59 『会議法典』には鞭打ちによる処罰の規定が多く、中でも「容赦なく」の語が付されているときには、とりわけ重い刑罰が想定されている。当時の裁判文書にはたとえば「容赦なく50回鞭で打つこと」などの表現が見られる。

60 第13条が、主人の君主への反逆や裏切りを下僕が偽って告発する事態を想定しているのに対して、ここでは君主への誹謗中傷 (государево дело или слово) という、言葉による「反逆」を扱っている。このような君主や皇室への悪口も、君主の名誉を毀損する行為として処罰の対象となった。いずれにしても、主人を陥れたり、自分の罪を転化するために、下僕や農民が偽りの告発 (密告) をすることが多かったことから、これらの条項が設けられた。

第16条 誰かが誰かを君主への大逆の罪あるいは裏切りで告発したが、この件で告発された者がその時に不在であった場合。この告発された者を取り調べ、告発者と対面させ、告発の内容と〔証言を〕照らし合わせ、君主への大逆の罪や裏切りに関して、あらゆる方法で嚴重に取り調べる。そして、その取り調べに基づいて、この種の件について前述した要領で、命令が下される。

第17条 誰かが誰かを君主への大逆の罪あるいは裏切りで陥れようとしたが、証拠立てることができなかった場合、そして、その者が根拠もなく誰かをそのような罪に陥れようとしたことが、取り調べた上でたしかに立証された場合。その告発者には、その者によって陥れられようとした者が受けるはずの処罰を加えること。

第18条 モスクワ国家に勤務するいかなる官位の者の下僕であれ、誰かがツァーリ陛下に対して、徒党を組んでの共謀やその他の悪企み⁶¹をしていることを、知ったり聞いたりした場合。その者は、全ルーシの君主にしてツァーリのアレクセイ・ミハイロヴィチ大公に、あるいは君主陛下の貴族や側近に、または地方都市においては総督⁶²や官署役人⁶³に、その件について告発すること。

第19条 ツァーリ陛下に対する何者かによる徒党を組んでの共謀やその他の悪企みについて知っていたり、聞いていたりしている者が、君主や君主の貴族、側近に、そして地方都市においては総督や官署役人にこの件に関して告発せず、そして、この件に関し、その者がそのような件について知っているにもかかわらず、告発しなかったことが君主の知るところとなった場合、そして、取り調べた上でそれがたしかに立証された場合。その科によりその者を一切の容赦なく死刑に処すこと。

61 その他の悪企み (иной какой злой умысл) とは、君主に対する言葉による誹謗を含むと解釈できる。実際、君主への誹謗を聞きつけた者が密告する文書は、この時代に多く残されている。

62 総督 (воевода) とは、一般的な意味では軍隊の指揮官のことで、モスクワ国家の軍の単位である連隊 (полк) の指揮官の意味でも使われるが、同時に、例えば16世紀にはリトアニアとの国境地帯や南部の国境地帯には、軍政官としてのвоевода が城市に派遣されて、地方の行政が委ねられていた。17世紀はじめの動乱時代を通じて全国的に軍事力を維持する必要が生じると、この地方の防衛、治安維持、行政全般を担当するвоевода が国土の全地方に普及するようになった。総督は貴族や上級士族の中から、軍務官署 (Разрядный приказ) によって任命され、1~2年の任期で地方都市に派遣された。ここでは、このような官位に対しては「総督」の訳語をあて、必要な場合には〔軍司令官〕と補足した。

63 この場合の官署役人 (приказные люди) とは、犯罪官署 (Разбойный приказ) の管轄下にあり地方都市に設置された郡司法官署 (приказные губные избы) に勤務する書記官補などの役人を指す。通常は軍務を退いた士族がこの官職に就いた。地方における国事事件や刑事事件は、総督の指揮のもとに、このような官署役人が担当した。

第20条 同様にまた、誰れであれ、ツァーリに対して、また君主の貴族や宮廷官、ドゥーマ会議官や側近に対して、また地方都市や連隊⁶⁴にあっては、総督や官署役人に対して、自発的にであれ、徒党を組んだ共謀によってであれ、誰に対しても押しかけたり、略奪したり、暴行を加えたりしてはならない⁶⁵。

第21条 ツァーリ陛下に対して、あるいは君主の貴族や宮廷官、ドゥーマ会議官、側近に対して、また地方都市や連隊にあっては、総督や官署役人に対して、また誰に対してであれ、誰かが徒党を組んだ共謀をもって押しかけようとしたり、略奪あるいは暴行しようとしたりした場合。そのような行為をした者は、その科により同様に一切の容赦なく死刑に処すこと。

第22条 地方都市や連隊の総督や官署役人が、誰か軍勤務者⁶⁶あるいはその他の官位にある者について、これらの者が自分のところに徒党を組み共謀して押しかけ、自分を殺害しようとした、という内容の報告を君主に対して行ったとする。一方かれらに報告された者たちが、総督や官署役人を取り調べるよう君主に訴え出て、自分たちは徒党を組んで共謀してかれらのところに押しかけたのではなく、かれらのところに来たのはわずかな数の人々であり嘆願するためであったと申し述べた場合。この訴えに基づいて、地方都市にあってはすべての住民に対して、連隊においてはすべての兵士に対して取り調べを行なうこと⁶⁷。そしてかれらについて、地方都市や連隊の総督のところに来たのは嘆願するためであって、犯罪の意図はないということが、取り調べた上でたしかに立証されるならば、その取り調べに基づいてかれらが死刑に処されることはない。他方、君主に対してかれらを罪とする虚偽の報告をした総督または官署役人に対しては、君主が命令するところにしたが、これを厳罰に処すこと。

第3章 君主の宮廷について。君主の宮廷において誰からもいかなる狼藉も喧嘩もおこらないようにするかについて。

64 ここで連隊 (полк) とは、地方において総督〔軍司令官〕の指揮のもとに、都市防衛や遠征を行う軍の編成単位。

65 20条と21条をあわせて、国家制度の上の上司に対する反抗、暴動を禁ずる条文である。

66 軍勤務者 (служилые люди)。原語では、一般に国家に「勤務する者」を意味するが、『会議法典』では、主に銃兵や砲兵など徴募による下級の勤務階級を指している。なお、служилые люди が官職を問わず国家に勤務する者一般を指すときには「勤務者」と訳した。

67 すべての住民・兵士に対して行われる取り調べとは、『会議法典』第10章で触れている一斉取り調べ (повальный обыск) という捜査方法のこと。これは、第三者に対する聞き取りの捜査で、できるだけ多くから聴取することによって、証拠能力が高まるとされた。

第1条 君主陛下の宮廷や君主の広間⁶⁸において、ツァーリ陛下の面前で、ツァーリ陛下の名誉を憚らず、誰かが言葉によって他人を侮辱し、侮辱された者がその者に対する名誉回復を君主に訴え出て、取り調べたところ、訴えられた者が告訴人を侮辱したことがたしかに立証された場合。その取り調べに基づいて、君主の宮廷の名誉を守るため⁶⁹に、君主の宮廷において他人を侮辱した者を2週間牢獄につなぐこと。これは、それを見て、他の者が今後そのようなことをしないようにするためである。さらに、侮辱した者に対しては、相手に名誉毀損料を払うよう命令が下される。

第2条 君主の宮廷において、誰かが他人と争いを起こし、厚かましくも手で殴打した場合。その者をその場で捕らえ、その者を釈放せずに、その者が起こした殴打の取り調べを行うこと。取り調べの上でそれがたしかに立証されたなら、君主の宮廷の名誉を守るために、その者を1ヶ月間牢獄につなぐこと。さらに、殴打された者への名誉毀損料をその者から徴収すること。もし、血が流れるまで殴打した場合には、その者から血を流した者へ2倍の額の名誉毀損料を徴収し、さらに、君主の宮廷の名誉を守るために、その者を6週間牢獄につなぐこと。

第3条 ツァーリ陛下の面前で、誰かが他人に向けてサーベルやその他の刀剣を抜き、その刀剣でその者に傷を負わせ、その傷がもとでその者が死亡したり、その場でその者を殺害した場合。この殺人者を殺人の罪で死刑に処すこと。加害者に傷を負わされた者が死亡しなかった場合でも、その加害者を同様の罪で死刑に処すこと。さらに、殺害された者に債務証文上の負債⁷⁰があるときには、処刑された者の財産からこれを弁済させること。

第4条 君主の面前で、誰かが他人に向けて何らかの刀剣の類を抜いたが、傷を負わせることなく、殺害することもなかった場合。その者を片手を切断する刑に処すこと。

第5条 君主の宮廷において、君主の面前ではない所で、誰かが他人に向けて刀剣の類を抜いたが、傷を負わせることはなかった場合。その者を3ヶ月間牢獄につなぐこと。傷を負わせた

68 コトシーヒンによれば、ツァーリの宮殿（Верх）の前広間（передняя палата）への入室を許されているのは、貴族、ドゥーマ会議官、側近に限られている（2章16条）。それゆえ、ここで想定されている侮辱とは、貴族高官の間のいわゆる門地争いの喧嘩であり、その一端はコトシーヒンが著作の4章12～16節で描いている。

69 「君主の宮廷の名誉を守るため」（за честь государева двора）は第3章のいわばキーワードで、宮廷、行幸先、御料地の村は特別な法的地位を与えられており、そこで起こった犯罪は、宮廷への名誉毀損として特に重い刑罰が課されている。

70 債務証文上の負債（кабальные долги）。16世紀頃から、ロシアでは借金をしたときに、その額と返済期限を記した証文（кабала）を渡す習慣があった。文書による証拠主義の傾向が強い『会議法典』では、借金に関する条項でも、証文の有無によって規定が異なっている。

場合には、その者から、負傷者への名誉毀損料と〔負傷者の〕給与基準に応じた身体毀傷賠償金とを、あわせて2倍徴収すること。また、負傷者が快復するか死亡するまでは、相手に傷を負わせたその都市からは、命令なしに離れないという保証を〔保証人に〕させること。負傷者が快復した場合には、加害者の片手を切断する刑に処すこと。負傷者が傷がもとで死亡した場合には、加害者を死刑に処すこと。

第6条 同様に、モスクワのツァーリ陛下の宮廷や、行幸の途中でツァーリ陛下が立ち寄ることになった場所において、誰であれ火縄銃や弓その他いかなる武器を、ツァーリの命令なしに撃ってはならない。また、君主の宮廷においてこのような武器を持ち歩いてはならない。誰かが、モスクワの君主の宮廷や行幸の途中で、他人に傷を負わせたり殺害した場合には、その者を死刑に処すこと。

第7条 モスクワの君主の宮廷や行幸の途中で、誰かが火縄銃や弓を持ち歩いていたが撃つ意図はなく、またその武器で誰にも傷を負わせもせず、殺害することもなかった場合。その科によりその者を笞刑に処し、さらに1週間牢獄につなぐこと。

第8条 誰かが君主の御料地の村に滞在した⁷¹ときには、誰であれ君主の池や湖で自分のために魚を捕まえてはならない。もし誰かが、君主の指示なしに、御料地の村にある君主の池や湖で魚を捕まえた場合には、君主の命令にしたがってその者から君主への罰金を徴収するか、あるいは処罰が科される。

第9条 ツァーリ陛下の宮廷において、誰かが何かを盗み、取り調べた上でそれがたしかに立証された場合には、初犯であればその者を鞭打ちの刑に処すこと。君主の宮廷において、盗品を手にした同じ窃盗犯が再度捕まった場合には、その者を鞭打ちの刑に処した上で、半年間牢獄につなぐこと。君主の宮廷において、盗品を手にした同じ窃盗犯が3度目に捕まった場合には、その者の片手を切断すること。これは、他の者がそれを見て、犯罪をなさないよう、君主の宮廷において盗みをはたらかないようにするためである。

71 これは、第7章で詳しく述べられている、軍勤務者が勤務地への行き帰りに起こす犯罪についての規定だが、滞在先がツァーリ直轄の宮内官署（Приказ Большого дворца）管理下の御料地であるため第3章に入れられたものと思われる。通常は、君主の御料地の村（государево дворцовое село）は、宮廷が任命した所領管理人（призчики）が管理し、そこに住む御料地農民（дворцовые люди）の貢租徴収や民事に限られるが司法権も行使していた。

第4章 文書偽造者と印章偽造者について

第1条 誰かが、犯罪の意図をもって君主の名で文書を勝手に書いた場合。また、本物の君主の文書であれ、また他のいかなる官署の書類であれ、これを君主の命令と貴族たちの決定なしに、自分の判断で書き変えた場合。また、ドゥーマ会議官や官署役人や書記官補の筆跡に似せて〔署名を〕書いた場合。また、御璽に似せた印章を自分で作った場合。以上のような場合には、取り調べた上で、その科によりこの者を死刑に処すこと。

第2条 誰かが、君主の文書やいかなる官署の書類であれ、そこから、犯罪の意図をもって君主の印章を外し、その君主の印章をもらもろの犯罪行為のための書類に付した場合。さらに、誰かが犯罪の意図をもって、そのような書類を捏造したり、君主の命令なしに官署の書類を書き変えたりした場合。その者を死刑に処し、その者が捏造した書類を信用してはならない。

第3条 誰かがそのような書類を作成してから死に、死後にその書類がその者の親族や所領管理人⁷²のもとにあることがわかり、その親族や所領管理人がその書類に基づいて何らかの訴えを起こした場合⁷³。それについて、その書類がどのようにしてその者たちのものとなったのか、どこでその者たちが手に入れたのか、その書類が捏造されたものであることをその者たちが知っていたのか否か、を取り調べること。

もし、この書類が犯罪の意図をもって捏造されたものであることを知っていたが、自分たちの財産や利益のためにそれを持っていたことを、取り調べで誰かが証言したり、その者たち自身が自白した場合。その者たちも同様に死刑に処すこと。

第4条 書類が犯罪の意図をもって捏造されたことを知らないまま、その者たちがこの書類を持っていたと、取り調べで誰かが証言した場合。その者たちを死刑に処してはならない。ただし、この捏造された書類を信じてはならず、誰に対してもそれに基づいて訴訟を起こしてはならない。

72 所領管理人（приказчик）は本来は御料地や国有地の管理、行政のために地方の士族・小士族から選ばれた勤務者だが、この頃には知行地や相続地の領主がその所領の管理のために任命する者をも指すようになった。ここでは、そのような私的な所領管理人を想定している。

73 知行地の分与、知行地から相続地への転換などは、ツアーリの名による文書によって行われた。当然、偽の文書も作成され、争議の原因ともなった。

第5章 贋金を作る造幣職人について

第1条 造幣職人が銅、錫、鋼（はがね）などを用いて貨幣を作ったり、あるいは貨幣鑄造に際して銅、錫、鉛などを銀に混ぜて、国庫に損失を与えた場合⁷⁴。これらの行為をなした造幣職人は、喉に〔熔けた錫や鉛等を〕流し込む刑によって死刑に処すこと。

第2条 金銀製品の細工師が、ある者から金銀製品の細工を引き受けながら、金や銀の中に、銅、錫、鉛などを混ぜた場合。このことについての取り調べを行った上で、この行為をなした細工師を鞭打ちの刑に処すこと。一方、この細工師によって、金や銀の中に、銅、錫、鉛などを混入されて損失を負った者に対しては、この者が受けた損失分を、この者に損失を与えた細工師より徴収し、弁償させること⁷⁵。

第6章 外国へ行くための通行証⁷⁶について

第1条 ある者がモスクワ国家から商業目的で、あるいは他の何らかの自己の用件のために、モスクワ国家と戦争状態にないどこかの国へ行くことになった場合。通行証については、モスクワでは君主に対して⁷⁷、地方都市では総督に対して嘆願すること。通行証を持たずに出発してはならない。また、地方都市では、総督はその者への通行証の発行を滞らせてはならない。

第2条 もし、総督が誰かにすみやかに通行証を発行せず、そのことによってその者に損失を与え、その者がこれについて総督を訴え出て、取り調べた上でそれがたしかに立証された場合。総督は君主の大いなる失寵をこうむる⁷⁸。さらに、損失を与えた相手に対して、損失額の2倍の額が総督から徴収され、訴願者に与えられる。

74 モスクワ国家では1654年に銅貨鑄造を始めるまでは、大蔵官署（Пирказ Большие казны）内の造幣局（Денежный двор）で銀貨の少額貨幣を鑄造していた。ここでは、そのような銀貨鑄造における犯罪を想定している。贋金をつくった造幣職人の取り調べ、裁判、刑の執行は管轄官庁である大蔵官署が担当した。

75 金銀製品の細工師は造幣と同様に大蔵官署が管轄していたため、その犯罪と罰則も本章で規定されている。

76 通行証（проезжие грамоты）は、主に商業・交易の目的で外国に出国する者に与えられる一種のパスポートのこと。コトシーヒンは著作の4章24節で「ツアーリの命令で派遣される者や交易のため通行証を所持した人々を除けば、いかなる用事であれまた誰であれ、外国に旅行することは許されない」と、外国行きと通行証の発行は例外的なものであることを指摘した上で、「公、貴族、その他の者で君主に報告も申請もせずに何らかの用事で自分自身が外国に出かけるか、息子や兄弟を外国に送り出したとすれば、そのことだけで反逆者とみなされ、相続地や知行地や財産はツアーリに没収される」と、ツアーリの許可を得ない外国行きがつねに謀反と結びつけられていたことを指摘している。

77 直接的には通行証の発効はモスクワの使節官署（Посольский приказ）が担当し、それに関する裁判や処罰もこの官署の管轄だった。

78 大いなる失寵（великая опала）とは、ツアーリが自分の近くに仕える貴族や勤務者に対しておおよけに発する怒りないし不興のことで、対象者に対する追放、流刑、死刑その他の処罰を伴うことがあった。

第3条 誰かが通行証を持たずに外国へ行き、どこかの国に滞在した後、モスクワ国家へ戻って来た場合、そしてその者は裏切りのため、あるいは他の何らかの悪事⁷⁹のために、自らの意思で、通行証を持たずに外国へ行ってきたのだと誰かが告発した場合。君主の通行証を持たずに外国へ行って来た者への告発に基づいて、あらゆる方法で嚴重に取り調べること。そしてもし、取り調べのなかで、その者について、裏切りのためか他の何らかの悪事を行うために、通行証を持たずに外国へ行ったことを、誰かが証言した場合には、その取り調べに基づいて、裏切りのゆえに死刑に処すこと。

第4条 取り調べのなかで、通行証を持たずに外国へ行ってきたのは、裏切りのためではなく、商取引のためであることが明らかになった場合。その者をその科のゆえに鞭打ちの刑に処すこと。これは、それを見て、他の者が今後そのようなことをしないようにするためである。

第5条 国境周辺都市の管内にある郡⁸⁰の内の、君主の御料地の村、および国有地の郷⁸¹、さらにあらゆる官位の人々に属する相続地、および知行地が、リトアニアやスウェーデン⁸²の国ざかいの領地と接している。そして、君主の領地がリトアニアやスウェーデンの側に入り込んでいる場合や、リトアニアやスウェーデンの領地が君主の側の中に入り込んでいる場合がある。そのとき、君主の御料地及び国有地の郷に暮らす農民や、知行地領主と相続地領主、さらにかこれらの配下の下僕と農民が、通行証を持たずに、上に述べた国ざかいにあるリトアニアとスウェーデンの領地を横切って、都市から都市へ移動したり、また、リトアニア人やスウェーデン人らと顔を合わせたりした場合。

このことで、これらの者らを罪に問うことはない。なぜなら、これらの者らは国ざかいに住むリトアニア人やスウェーデン人らと隣り合って生活しているのだから。

第6条 国境周辺都市の管内に領地を持つ知行地領主や相続地領主が、自己の下にある下僕および農民の中に、何らかの悪事あるいは裏切り行為を認めた場合。これら領主たちはそれにつ

79 ここで言う悪事 (дурен, лихое дело) とは、友好状態にある外国に出かけて、そこの住民に対して殺人、強盗、掠奪などを行うことを指している。以下の第6条も同じ。

80 郡 (уезды) は、一つの中心都市に複数の郷 (волости) や北部ロシアの郷村 (погосты) など下部単位を含んだ地方行政単位。17世紀後半には250以上を数え、総督 (воевода) の管轄下におかれた。

81 国有地の郷 (черные волости) とは、御料地の村 (дворцовое село) と同じく、ツァーリの直接の支配下にある国有地だが、国有地に住む農民 (черные люди) は、郷 (волость) を単位にして、自分たちが選んだ郷長によって公課や諸負担の官吏と分担を行い、一定の共同体的な自治が残されていた。

82 「スウェーデン」「スウェーデン人」の原語はそれぞれ немецкие земли と немецкие люди で、この語は中世ロシアでは北西に境を接するスウェーデン人、バルト・ドイツ人、デンマーク人などの総称として用いられた。ここでは、実態としてはスウェーデン人を指している。

いて君主に告発すること。また、このことについて、地方都市にいる総督に対して、告発状⁸³を提出するとともに、配下の下僕および農民を〔総督のもとに〕連行すること。総督は告発された者たちを尋問し、告発された行為について、あらゆる方法で嚴重に取り調べ、事実関係について君主に宛てて書き送ること。また、告発されたこれらの者たちは、君主の命令が下されるまで、牢獄につなぐこと。

第7章 モスクワ国家のさまざまな兵士たちの勤務について

君主にしてツァーリたる、全ルーシの大公アレクセイ・ミハイロヴィチ帝の御代にあって、ポーランド、リトアニア、スウェーデン、及びその他の近隣諸国家との間に、恒久平和の条約が締結されている⁸⁴。

第1条 モスクワ国家と他国との戦争が、何らかの方法で始まった場合⁸⁵、あるいは、何らかの時に、君主が御自身の敵の非友好的な行為に報復することを望まれ、君主の貴族と総督〔軍司令官〕に、あらゆる官位の兵士たちを率いさせて⁸⁶、敵に向けて派遣することを命令した場合、そしてこの勤務のために、君主は、モスクワ国家全土より集められた君主の兵士たちに対して、君主の給与を与えることを命令した場合。そのような場合には、兵士たちに君主の給与を支払うために、モスクワ国家全土より税金を集めること。その徴収は勤務の内容に応じて課すること⁸⁷。

83 告発状 (изветные челобитные)。これまで何度も触れられてきた「告発」はこのような文書のかたちで行われた。これもчелобитная (嘆願書) の一種と見なされていた。

84 恒久平和の条約 (вечный мир и dokonчание) とは対外条約の決まり文句。実際には、会議法典が制定された1649年の段階で戦争がなかったのは一時的なことで、1654年にはポーランドに対するウクライナのカザークの反乱をきっかけに、ロシアは13年断続的に続く対ポーランド戦争に突入する。スウェーデンとも1656年には戦争が始まった。

85 第1条のこの始まりの節は、第7章全体の内容を代表している。すなわち、第7章の条文はすべて、戦争が始まり、軍勤務者 (兵士) の動員が始まったときから発生し得る事態を想定して書かれており、平時における軍勤務は想定されていない。

86 戦争が始まると、士族たちは自分の領地の戸数に応じた数の農民や下僕など配下の者を完全武装させて、騎兵として召集地にともなっていかなければならなかった。ここで兵士 (ратные люди) というのは、そのような士族の配下の召集兵を指している。コトシーヒン (9章11節) も、戦争を行うときに、農民、下僕、隷属民たちを召集し、騎兵 (рейтар)、歩兵 (саллат)、竜騎兵 (драгун) として戦った者、あるいはカザーク、アタマン、モルドヴァ人、チェレミス人など戦争のために召集した集団として「兵士」という言葉を使っている。モスクワ国家の軍の騎兵の大多数は、そのような「兵士」からなっていた。

87 戦争遂行のための軍費をまかうなために徴税を行うが、その金額は、戦争相手国、軍事状況、どのくらいの出費が予想されるかに応じて定めるという内容。実際、コトシーヒンの時代になると、ポーランド及びスウェーデンとの戦争が始まり、「モスクワ国家全域のすべての商人、相続地領主や知行地領主の農民や作男を対象に、最初は20分の1税、のちには10分の1税が何年にもわたって徴収された。また、1662年と1663年には、あらゆる官位の人々から、銀貨による5分の1税が徴収された」(9章8節)、として、『会議法典』が想定している戦費調達のための徴税が実際になされた」と語っている。

第2条 戦争が始まったとき、兵士たちがどのような場所で君主への勤務に就かねばならないか、またかれらがいつまでに、君主への勤務に就かねばならないかについては、君主の文書⁸⁸が、地方都市の総督や官署役人のもとに送達され、君主の勤務に就く兵士たちを、滞りなく、指示された場所に派遣することが命じられる⁸⁹。君主の勤務に向かう兵士たちは、道中あるいは宿営地で、決して他の者に暴力を振るったり、損害を与えたりしてはならない。また、自分の食料と馬の飼葉を⁹⁰、代価を支払わずに他の者から奪ってはならない。

第3条 これらの兵士たちの誰かが自分の食料や馬の飼葉を買うような場合には、これらの食料は、相手のいかんを問わず、実勢価格で購入させること。耕地にある穀物を取り上げたり、囲い込まれた草地の草を馬に食べさせてはならない。これは、兵士たちが、どのような場合であれ、誰に対しても、どこにおいても、いかなる暴力も振るわないようにするためである。

第4条 知行地領主や相続地領主らが所有する草地がまだ囲い込まれていない時期に、兵士たちが君主の勤務に向かっている場合には、そこが誰の草地であったとしても、無料でそこに宿営することができる。また、草地が囲い込まれている期間であっても、兵士たちは、街道から片側に5サージェンの距離⁹¹までは、囲い込まれている草地に、無料で宿営することができる。しかし、同じ囲い込まれている草地でも、街道から5サージェンを越えた所では、宿営することはできない。また、その草を踏みつけたり、馬に食わせたりしてはならない。なお、誰が所有するものであれ、草地は「トロイツァの日」⁹²より囲い込まれるものとする。

第5条 軍勤務者⁹³たちが、君主の勤務に向かっているときに、自分の食料と馬の飼葉を他から購入する場合。売り手は、兵士たちに、食料と飼葉を実勢価格で販売すること。兵士たちから

88 戦時には、軍務官署 (Разрядный приказ) がツアーリの名において、知行地や相続地の領主に宛てて兵士の召集が命じられた。

89 この時代、モスクワ国家には首都防衛にあたる銃兵 (стрельцы) を除いて平時に勤務する常備軍はなく、戦争をはじめるときに、モスクワや地方都市で知行地や給与を受けている士族・小士族をはじめとする軍勤務者とその配下の者を、兵士 (ратные люди) として召集した。なお、軍事召集については、コトシーヒンの第9章に詳しく述べられている。

90 戦争が起きたとき、下級の軍勤務者は主に騎兵として軍務につくが、かれらは、馬、装備、糧食、飼料およびそれらを運ぶ馬車を自弁でまかなって、召集地まで行かなければならず、軍務に就いたあとも、糧食は自弁だった (コトシーヒン9章9節)。そのため、さまざまなトラブルが起こったと思われる。

91 サージェンは当時の長さの単位で、2.16メートルに相当するので、5サージェンは約11メートル。

92 トロイツァの日は復活祭から50日目の日曜日にあたり、教会では五旬節 (Пятидесятница) の祭日とも呼ばれる。移動祭日なので、年によって日は異なるが、およそ五月の末から六月の中頃に相当し、まだ草刈りの前の時期になる。

93 ここでは、軍勤務者 (служилые люди) は、徴兵されて戦地に軍事勤務に向かう下級の勤務者の意味で使われており、兵士 (ратные люди) と同義である。

過大な金額を得てはならない⁹⁴。

第6条 君主の勤務に向かう途中の兵士が、だれかに暴力を振るい、裁判で⁹⁵取り調べたところ、それがたしかに立証された場合。そのような兵士は、その罪状に応じて処罰すること。また、損害の賠償金を取り、これを被害者に渡すこと。

第7条 誰かが兵士に対して、食料と馬の飼葉を高額で売った場合。そのような者を裁判と取り調べにかけ、同様に処罰すること。過大に取った額は返却させること。

第8条 ささまざまな官位の君主の兵士たちを、君主への勤務のために連隊に配属する場合。かれらがどのような勤務に就き得るかは、査閲によって決めること。

かれらが、除隊を待たずに君主の勤務から脱走した場合には、脱走に対して命令が下され⁹⁶、最初の脱走に対しては鞭打ちに処すこと。同じ者が再度脱走した場合には、鞭打ちに処したうえで、知行地による給与基準⁹⁷から50チェトヴェルチ⁹⁸を減額し、知行地による給与基準100チェトヴェルチあたり、1ルーブリの金額を〔罰金として〕徴収すること。さらに同じ者が、3度目に脱走した場合には、鞭打ちに処したうえで、その者の知行地を没収し、〔他の者に〕分配す

94 本章の第3条は食料・飼葉の売り手である住民の保護条項だったが、ここでは反対に買い手である兵士（騎兵）を保護する条項になっている。下の、第21, 22, 25条にも軍勤務中の食料・飼葉売買についての規定があり、いかに食料・飼葉の確保が軍の維持のために重要であったかがわかる。

95 ここでとくに「裁判で取り調べる」（по суду сыщется）と言っているのは、連隊の中にもうけられた軍事裁判制度を指している。これは、1632年のスモレンスク攻囲戦の総督 M. C. シェインに宛てた訓令の中で、自分たちの連隊内から裁判官を選んで、兵士たちの掠奪や暴力行為について裁かせたことから始まる。その量刑を判断するのはこの軍事裁判官だった。

96 命令が下され（чинить указ）。死刑を除く軍事上の処罰は、地方に派遣されて勤務する総督（воевода）が発する命令（указ）によって行うことができた（コトシーヒン8章1節）。

97 知行地による給与基準（поместный оклад）。当時の国家勤務者に対する給与は、土地（知行地）によるものと金銭（給与金）によるものの二つの形態があった。知行地による給与は、最初に勤務に就くときに、官職に応じた給与基準によって、知行地が与えられた。

コトシーヒンは各官職の勤務者の給与基準を主に金銭（ルーブリ換算）によって紹介しているが（7章8節）、これを知行地による基準に換算すると、貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官などの上級勤務者の給与基準は知行地1000チェトヴェルチ（560ヘクタール）、大膳職が500チェトヴェルチ、小姓が400チェトヴェルチ、モスクワ土族、地方都市土族、書記官などの中級勤務者が250～400チェトヴェルチ、地方都市勤務の土族、小土族など下級勤務者が、30～250チェトヴェルチである。ただし、この数字は耕作地の広さなので、三圃制農法が一般的な当時は実際にはこの3倍の広さの土地を給与として受けたことになる。さらに、森林、未開墾地、湖水などの場合広さの換算は異なってくる。

勤務者は、原則的には、このような基準に従って与えられた土地からの収入によって生活しなければならなかった。ただし、この給与基準は、勤務者が当該の官職に登録された時点で定められた名目的な資格基準で、実際に給与として受け取った土地（дача）は基準よりはるかに少ないのが普通だった。

98 この条項は、知行地を受けている土族・小土族が脱走した場合を想定している。チェトヴェルチ（четверть）あるいはチェチ（четь）とは、中近世ロシアの地積単位で、0.56ヘクタールに相当するので、50チェトヴェルチは28ヘクタールにあたる。地方都市の小土族の場合、通常の給与基準はここに記されている100チェトヴェルチだった。つまり、軍勤務の小土族が2度目の脱走をすると、知行地は半分には削られることになる。

ること⁹⁹。

第9条 軍勤務から脱走した者¹⁰⁰が、外国人¹⁰¹、または他のなんらかの扶持取りの傭兵¹⁰²、または銃兵¹⁰³、またはカザーク¹⁰⁴、または徴募兵¹⁰⁵である場合。そのような者を捜索して、重い処罰を課し、鞭打ちに処した上で、執達吏¹⁰⁶をつけて総督〔軍司令官〕のところに連行し、君主の勤務のために連隊に戻すこと。傭兵、銃兵、カザークについては、勤務から外れた期間の給与を計算した上で差し引くこと。徴募兵が逃走し、捜索しても発見されない場合には、その逃走した兵が仕えていた者に対して、徴募兵1人あたり20ルーブルの賠償を課すこと。

第10条 貴族や総督は、君主の命令なしに君主の勤務に就いている兵士を除隊させてはならない。また〔それについて〕賄賂や贈物を受け取ってはならない。

第11条 貴族や総督が、君主の命令なしに君主の勤務に就いている兵士を除隊させ、その際に賄賂や贈物を受け取り、取り調べた上でそれがたしかに立証された場合。そのような貴族や総

99 ここで、3度目までの脱走を想定して処罰を規定しているということは、いかに脱走が日常的に起こったかを語っている。実際、1633年のスモレンスク攻囲戦の際には、一日に271人の脱走者がロシア側に出たという記録も残っている。

100 前の第8条は脱走者が、知行地による給与を受けていた士族・小士族などの土地受給の軍勤務者とその配下の者の場合だったが、ここでは、軍勤務に対して給与を受けているグループを扱っている。

101 外国人（иноземец）とは、戦争のたびにツアーリから扶持（корм）として給与を受けて軍務につく外国人の士官のことで、新しい軍事技術導入のために17世紀半ばには先進西欧諸国から多くの外国人を雇い入れるようになった。かれらはモスクワの外国人官署（Иноземской приказ）の管轄下にあった。

102 扶持取りの傭兵（кормовой человек）。モスクワ国内の知行を持たない小士族や都市民、カザークの中には、召集によるのではなく、扶持を受けて臨時の軍務につくものがいた。かれらは、竜騎兵（драгуны）や歩兵（солдаты）として編入された。

103 銃兵（стрелец）。銃兵隊は、16世紀にイワン四世によって創設され、おもに宮廷警護、モスクワ都市防衛を担った常備軍部隊。火縄銃を携帯していたことからこう呼ばれた。おもに都市ボサード民から徴募され、都市内の銃兵スロボダに住み、平時には商人や手工業者としての活動が許されていた。コトシーヒンによると、平時はモスクワには800～1000人の銃兵連隊が20以上あったというから、2万人近く存在していたと思われる。銃兵隊は、戦時には各地に派遣された。

104 カザーク（казак）。ここでは、モスクワ政府の直接統治下におかれ、ちょうど銃兵隊によく似たかたちで、ロシア国内の諸都市（特に南部や東部国境の都市）やその郊外に定住地を与えられて、モスクワ軍の一角に組み込まれ、主として都市の防衛部隊とした機能していた。かれらは、ドン・カザークのような自由カザークと区別する意味で、勤務カザーク（служилые казаки）とか都市カザーク（городовые казаки）と呼ばれた（コトシーヒン9章6節）。

105 徴募兵（даточные люди）とは15世紀末から結成された、国有地の担税農民や都市民（посопные люди）を徴募して編成した部隊で、当初は国有地100チェトヴェルチあたり1名の割合で召集し、終身勤務だった。1555年の法典によれば、自ら軍勤務をしない領主の土地（本法典9章17条も参照）、余剰の分与（дача）を受けている土地、国有地の郷、御料地、教会・修道院の相続地からも徴募されている。徴募兵の数は16世紀中頃には8万人を数えることもあったが、17世紀にはいると、軍事的な重要性は常備軍にとってかわられた。

106 執達吏（пристав）とは、官署（приказы）に所属して、ツアーリや官署の命令、指示、裁判の判決などの執行を担当する官吏。とくに、裁判の被告や証人の召喚の執行、連行を行い、ときには外国使節の護衛にあたることもあった。

督には、君主が命令する通りの、重い処罰が課される。

第12条 貴族や総督が賄賂を受け取ったという内容の、根も葉もない偽りの訴状を、誰かが君主に対して提出し、取り調べた上で虚偽であることがたしかに立証された場合。貴族や総督に対する名誉毀損および偽りの訴状に対して、その者には、君主が命令する通りの、重い処罰が課される。

第13条 君主の勤務に就いている兵士が、貴族や総督に対して、君主の勤務の免除をもとめる嘆願書を提出し、それが自宅が災害に遭ったり、下僕が逃亡したり、その他の緊急の用件のためである場合。貴族と総督は、連隊において士族、小士族、およびあらゆる官位の軍勤務者たちを尋問して、嘆願を行った兵士について調査すること。軍勤務者たちから署名付きで証言を取り、取り調べに基づいて、その兵士を、緊急のためとして、君主の勤務から一時的に免除する。

第14条 敵の軍隊についての情報があり、その情報によれば敵の軍隊の進攻が予想される場合。君主の勤務に就いている兵士たちは、いかなる用件のためであれ、勤務を免除されることはない。

第15条 君主の勤務に就いている軍勤務者が、いずれかの百人隊¹⁰⁷に登録されている場合。百人隊長¹⁰⁸はその軍勤務者を、君主の命令なしに、また総督に無断で、自らの利益のために除隊させてはならない。

第16条 百人隊長が、君主の命令なしに、また総督に無断で、だれかを自らの百人隊から除隊させた場合。このことについて、多くの兵士の前で百人隊長に罪を言い渡し、処罰を課すこと。すなわち笞刑に処し、牢獄に投ずること。これは、他の百人隊長たちがこれを見て、同様のことをなさないようにするためである。

第17条 軍勤務者が、自分は老齢、身体障害、病気のために君主の勤務に就くことができないので、自分の代わりに、自分の子供、または兄弟、または甥、または孫のうちで、知行地を持たず、君主の勤務に就く年齢に達しているが、君主の勤務に就いておらず、いかなる官位にも

107 士族騎兵が主体であったモスクワ国家の軍の基本編成単位は、百騎からなる百人隊（сотня）であり、多くの作戦は百人隊を基本に遂行された。百人隊長の上で統括指揮したのが各種の総督（воевода）である。

108 百人隊を指揮する百人隊長（сотенные головы）は大膳職もしくは士族が任命された。

登録されていない者を、君主の勤務に就けるよう命じてほしいとの嘆願を、君主に対して行った場合。その嘆願者に関して、モスクワおよび地方都市において査閲を行うこと。

査閲によって、その軍勤務者が、本当に老齢、身体障害、病気のために君主の勤務に就くことができない判明した場合。この軍勤務者は、知行地のない自分の子、または兄弟、または甥、または孫のうちから、18歳以上の君主の勤務に就くことが可能で、かつその時に君主の勤務にも就いておらず、いかなる官位にも登録されていない者を、装備一式と食糧を持たせて、自分の代わりに君主の勤務に派遣するよう命じられる。18歳に達していない者は、いかなる勤務にも自分の代わりに派遣することはできない。

かれらにそのような子、兄弟、甥、孫がおらず、しかし自分では、病気、老齢のために君主の勤務につくことができない場合には、かれらの知行地、相続地、生活費の高に応じて、君主の勤務のために、かれらから徴募兵の召集あるいは金銭の徴収を行うこと¹⁰⁹。

第18条 軍勤務者が君主に対して、自分では君主の勤務に就けないとの嘆願書を提出し、老齢、身体障害、病気であると申し立てたが、査閲によってで君主の勤務に就くことができることが判明した場合。君主の勤務には、そのような者自身を派遣すること。

第19条 君主の勤務に就いている者が、戦場から脱走して帰郷し、総督がそのことを君主に報告した場合。この脱走の罪のゆえに、この者の知行地および給与金による給与基準¹¹⁰が半分に減らされる。さらにその者の知行地の半分は、君主にとりあげられる¹¹¹。さらにその者に処罰が課され、容赦なく鞭打ちの刑に処すこと¹¹²。

第20条 連隊において君主の勤務に就いている者が裏切って、敵の連隊に移り、敵の連隊において軍事情報や、君主の兵士に関することを漏らしたとする、そして、そのことについて誰かから告発があり、取り調べた上で、それがたしかに立証された場合。そのような内報者を死刑

109 ここでは、知行地を受けている士族が自分の代わりに領内の隷属民を徴募兵として送り出すことは「老齢、身体障害、病気」ゆえの例外とされているが、実際には、このような身代わり軍役が広く行われていた。コトシーヒンはその著作の中で、自分で軍勤務に就くことができない士族たちは、「相続地や知行地ごとにその持ち主が抱える農民戸数に応じて、すなわち農民戸100戸につき1人の割合で騎兵が、修道院の下僕や奴僕の中から徴収される」（9章2節）と述べている。

110 給与金による給与基準（денежный оклад）。先に注記したように、勤務者への給与は原則的に土地であったが、勤務者が使節、軍務などで派遣されて自分の土地にいない場合、上級勤務者や宮廷勤務者のように常にツァーリの宮廷で勤務に就かなければならない者に対しては、給与金による給与基準が定められ、金銭で給与が支払われていた。その額は上記の知行地による給与基準5シェトヴェルチあたり1ルーブリだった（コトシーヒン7章8節）。

111 知行地官署（Поместный приказ）に接収され、他の勤務人への知行地として使われた。

112 この条項は、上の第7章8条の状況とほぼ重なり、処罰の内容も似ている。ただし、ここでは「総督が（脱走について）君主に報告した場合」という文言があり、その場合は再度の脱走の場合の処罰に相当する、知行地の半減と鞭打ちが課されている。

に処すこと。すなわち、その者を敵の連隊の目の前で絞首刑に処し、その知行地、相続地、財産は君主の国庫に没収される。

第21条 君主の勤務に就いている兵士が、その糧食と馬の飼葉の備えがなくなってしまうが、その時、糧食穀物¹¹³と馬の飼葉が市場で高値で販売されていたために、その者には資金が足りなく、糧食と馬の飼葉をそのような価格で購入することができできなかったとする。一方、その時には、ツァーリ陛下の命令と総督の判断によって、兵士のために、糧食穀物と馬の飼葉の価格は市場価格より安い公定価格が設定されていたとする¹¹⁴。そこで、君主の勤務に就いていながら、糧食と馬の飼葉の備えがなくなった者が、君主に嘆願書を提出して、自分は資金が足りないので、誰それからは公定価格で糧食穀物と馬の飼葉を購入したいと訴え出た場合。

そのような場合には、総督は、糧食穀物と馬の飼葉をもっていると思われる者の所に、嘆願者と共に執達吏を派遣すること。そして、この者には、公定価格での糧食穀物と馬の飼葉の販売を命ずること。このように、公定価格での糧食穀物と馬の飼葉の販売を命ずるのは、自家消費を超える分の糧食と馬の飼葉を持っている者に対してである。もし、自家消費を超える分の糧食穀物と馬の飼葉を持っていない場合には、その者に公定価格での糧食と馬の飼葉の販売を命じてはならない。また、総督に無断で、執達吏の同伴もなく、兵士自らが糧食と馬の飼葉の調達のために誰かのもとに向向ってはならず、誰からも暴力的に糧食と馬の飼葉を公定価格で購入してはならない。

兵士たちは、自分たちが宿営している家屋を破壊してはならず、家屋や菜園を囲む柵に放火したり、損壊してはならない。畑のいかなる穀物も故意に踏み荒らしてはならない。

第22条 君主の勤務に就いている軍勤務者が、誰かから糧食穀物と馬の飼葉を暴力的に調達したり、誰かから略奪したり、自分たちが宿営している家屋や菜園を損壊したり、誰かに何らかの損害を与えたとする、そして、これについて、嘆願書で訴えがなされ、取り調べた上で、それがたしかに立証された場合。そのような損害を与えた者に対しては、その損害額の2倍の賠償金を課すること。

第23条 軍勤務者は、宿営所の設営に必要な場合には、薪やあらゆる木材を採るために、知行地の森や相続地の森に、自由に馬車を入れることができる。森を所有する相続地領主、知行地

113 兵士が携行する糧食穀物は、コトシーヒンによれば「ライ麦、穀物粉、乾パン、挽き割り麦、挽き割り燕麦」（9章8節）などであった。

114 この条項は、物価が高騰したとき、兵士（騎馬兵）の糧食と飼葉確保のために、総督〔軍司令官〕が公定価格（указанная цена）を設定する権限があることを定めたもの。以下で公定価格での買い入れの手続きを示している。

領主は、そのような軍勤務者から利用料を徴収してはならない。一方、軍勤務者は、鹿砦と他の伐採禁止の森林¹¹⁵には、どのような理由であれ馬車を入れてはならない。軍勤務者が、薪やあらゆる木材を運搬するのは、自分たちの宿営所の設営のためであって、販売のためであってはならない。

第24条 君主の勤務に就いている兵士であれ、あるいは私事でどこかに向かう途中の民間人であれ、穀物畑の近くに宿営し、馬を畑に放して穀物を踏み荒らし、あるいは穀物を刈り取って馬の飼葉として宿泊地に持ち帰った場合。踏み荒らされた穀物の賠償金として、踏み荒らされた穀物の第三者が評価した損害額の2倍の金額を、容赦なく徴収することを命じる。また、裁量された罪に応じてその者を処罰すること¹¹⁶。

第25条 君主の勤務に就いている軍勤務者が、誰かから、糧食穀物と馬の飼葉を公定価格で購入しようと望んでいるが、実は、その者のもとには消費する分の自分の糧食と馬の飼葉がすでにある場合。その軍勤務者に糧食穀物と馬の飼葉を、公定価格で購入させてはならない。

もしその者が誰かから公定価格でなんらかの糧食を購入し、取り調べたところ、その者のもとには購入分のほかに、自分の糧食と馬の飼葉がすでにあることがたしかに立証された場合。そのような糧食の詐取に対して、その者から公定価格の2倍の金額を徴収し、その糧食を偽って購入した売り手に与えること。これは、それを見て、他の者が今後そのようなことをしないようにするためである。

第26条 君主の勤務にある軍勤務者の馬が、宿营地から逃げ出したか、群を離れてどこかへ走り去ったが、誰かがそのような馬を発見して捕まえた場合。〔発見した〕その者は、連隊の総督〔軍司令官〕のもとへ、届け出る〔記録する〕ために馬を連れて出頭すること。その時に総督が連隊からどこかへ一時的に外出している場合には、届け出る〔記録する〕ために、連隊の裁判官¹¹⁷あるいは百人隊長のもとへ、そのような馬を連れて出頭すること。

もしそのような逃げ出した馬の持ち主が、自分のものであると名乗り出た場合には、馬の持ち主へ馬を引き渡すこと。そして、その馬を連れてきたことに対して、馬の持ち主から手数料を徴収し、馬を連れて出頭したものに渡させること。その金額は、一頭につき3アルティン2デ

115 鹿砦と他の伐採禁止の森林 (засечные и иные заповедные леса) は、一帯を敵の侵攻から防ぐ目的で置かれているものであり、軍勤務者による伐採禁止も軍事的な意味からである。

116 ここでの裁量は、兵士（騎兵）の行為の場合は総督、民間人の場合には、管轄権をもつ役人（総督、所領管理人など）が行ったと考えられる。

117 ここでの裁判官 (судья) とは、95の注で記した連隊内で選ばれて軍事裁判を担当する者のことで、役職ではない。

ニガ¹¹⁸である。

また、誰かが、連隊の勤務に就いているとき、行軍中あるいは宿営地において、なにか他の〔馬以外の〕ものを見つけた場合には、それに対して手数料を与えることはしない。先のとおり総督、裁判官、百人隊長のもとに出頭して、発見物を持参すること。そのような発見物を私物化してはならない。

第27条 君主の勤務に就いている者が、馬を見つけてもこれを連れて出頭せず、また、何かものを見つけても出頭して発見物を持参せず、その件について、その者に対して訴状が出されたとする。そして、馬や発見物について、取り調べによって、訴状のとおりその者〔発見者〕の所有物ではないことが立証された場合。取り調べに基づいて、その者から馬や発見物を取り上げ、訴状を出した者に引き渡すこと。

第28条 軍勤務に就いて連隊にいる者が、誰かから武器を盗んだ場合。その者を容赦なく鞭打ちに処すこと。盗品については、それに対する賠償金を徴収して、盗まれた者に引き渡すこと。

第29条 軍勤務に就いている者が、誰かから馬を盗んだ場合。その窃盗に対して、その者の片手を切断すること。

第30条 兵士たちが、君主の勤務に向かう¹¹⁹とき、あるいは君主の勤務を終えて帰郷するとき、大村や村¹²⁰にある農家や穀物置き場に、犯罪の意図をもって宿営し、略奪を行い、殺人や強姦をなし、あるいは穀物置き場の穀物を踏み荒らし、池や養魚場から魚を無理矢理に獲り、あるいはその他の暴力行為を誰かに行ったとする。そして、そのような者たちに対して訴状が出され、裁判と取り調べが行われた結果、それが犯罪であることがたしかに立証された場合。殺人と強姦をなした者は死刑に処すこと。その他のあらゆる暴力行為と略奪に対しては、その罪状に応じて処罰すること。略奪によって奪われたものについては、その2倍の額の賠償金を略奪者から徴収し、略奪によって奪われた者に渡すこと。

取り調べたがこれについて証拠がない場合には、この件は裁判に付すこと。そして裁判と取

118 アルティン (алтын) は当時の貨幣の計算単位で、6デニガないし3コペイカに等しい。この手数料3アルティン2デニガは、20デニガないし10コペイカに相当し、ループリの10分の1の価値である。

119 第7章全体の記述の順序が、平時→開戦→召集による勤務地への集合→軍勤務中の事態、というように軍勤務の過程に沿っていることを考慮にいと、「君主の勤務に向かう」とは、勤務地の変更による移動中の出来事を想定していると考えられる。

120 大村や村に (по селом и по деревням)。『会議法典』の中ではこの二つの語はひとまとまりで用いられ、行政や防衛の中心である都市 (город) に対して経済の拠点としての農村を指す。大村 (село) は領主の屋敷などがある大きな村を指し、村 (деревня) は農家が点在する村落を指す。

り調べに基づいて、この件のすべてについて、十字架接吻の宣誓¹²¹をさせること。

第31条 誰かが、上のような件で、軍勤務者に対して誣告を行い、取り調べの結果、誣告であることがたしかに立証された場合。上のような件で誰かを誣告した者に対しては、告発が正しかった場合に相手を受けるはずの処罰を課すこと。

第32条 軍勤務者が君主の勤務に向かうときに、あるいは君主の勤務をおえて帰郷するときに、誰かの宿営に、不仲ゆえに口実を設けて喧嘩をするために襲撃をかけ、そこで両者の間に小競り合いと喧嘩が始まったとする。そして、その喧嘩の中で、暴力によって他人の宿営を襲撃した者が、人を殺したり、負傷させたり、あるいは略奪をなした場合。そのような者は、取り調べに基づいて、殺人に対しては死刑に処すこと。

もし、そのような者が、宿営においては人を殺したり負傷させたりはせず、ただ手で殴打しただけの場合。あるいは、人を言葉で侮辱したり、あるいは誰かから略奪をただけで、取り調べた上でそのことがたしかに立証された場合。罪科に応じて、その者を処罰すること。また、手で殴打した者あるいは言葉で侮辱した者からは、被害者に対する名誉毀損料として、略奪した分の2倍を徴収すること。

第8章 捕虜の買い戻しについて

第1条 捕虜の買い戻し¹²²のために毎年、全モスクワ国家の諸都市から金銭を集めること。

すなわち、ポサードの家¹²³、駅通御者¹²⁴、地方都市のポサードのすべての住民、総主教、府主教、大主教、主教および修道院¹²⁵が諸郡に有する相続地の農民および作男¹²⁶については¹²⁷、

121 十字架接吻の宣誓 (учинити вера, крестное целование) は、一種の神明裁判の方法で、教会の中で十字架に接吻して宣誓すれば、その者の証言を正しいとするもの。この条文だけでは具体的な手順は判明ではないが、被害者側に宣誓をさせるものと推定できる。『会議法典』第14章はこの十字架接吻の宣誓にあてられている。

122 クリミア・タタールやオスマン・トルコは定期的に南方国境地帯の諸都市を攻撃し、大量の捕虜を捕まえると、モスクワ政府への捕虜の引き渡しと引き替えに金銭（解放金）を要求した。ある研究によると、17世紀前半でそのような捕虜は最低でも15万人から20万人はいたという。

123 これはモスクワのポサード民を指している。

124 駅通御者 (ямщик)。駅通制度はモンゴル支配時代にロシアに入り、15世紀末にはモスクワ国家が行政の集権化のための駅通制度をつくり、国家の認める旅行者に馬、馬車、食料その他の便宜を提供した。16世紀半ばからは駅通官署 (Ямской приказ) が、各地に配された駅通御者の管理を担当した。駅通御者は30～100露里ごとに置かれたスロボダに住み、年20ルーブリないしそれ以上の給与を受けていた。

125 コトシーヒンは、教会所有の相続地の農民について、総主教領地に7千戸以上、4人の府主教の領地に約1万2千戸、10人の大主教とコロムナの主教の領地に約1万6千戸、『会議法典』第10章の32～80条に記されている修道院領地に約8万個、それ以外の修道院に約3千戸としている（11章6節）。

一戸あたり8ジェニガを集めること。

すなわち、君主の御料地の村、国有地の郷、そして知行地および相続地の農民¹²⁶については、一戸あたり4ジェニガを集めること。

すなわち、軍勤務者である銃兵、カザーク、砲手¹²⁹、城塞砲手¹³⁰、門衛¹³¹、国に勤務する大工と鍛冶工など、すべての勤務者については¹³²、一戸あたり2ジェニガを集めること。

これらの金銭は毎年集められて使節官署¹³³に納められるが、これはソハー課税台帳¹³⁴ではなく、新しい人口調査台帳に基づいて集めること¹³⁵。これは、この金銭徴収に際して、誰であれ支払いを逃れることのないようにするためである。というのも、このような買い戻しは、全ての者にとって施しの行為と呼ばれているからである。そして、そのことによって、敬神なるツァーリと全ての正教キリスト教徒に対して、神から大いなる報償が下されるであろう。それは、義人エノクが次のように述べている通りである。「兄弟のために金と銀とを惜しんではならない。そうではなくかれを贖いだしなさい。そうすれば汝は神から百倍を受け取るであろう」¹³⁶。また神は預言者たちにこう言っている。「人のために銀を惜しんではならない」。一方キリストは、銀のみならず、おのれの魂をも兄弟のために捧げるよう命じられている。キリストはこう述べている。「兄弟のためにおのれの魂を捧げる者、それ以上に大きな愛はない」¹³⁷。このキリストの言葉ゆえに、敬神のツァーリと全ての正教キリスト教徒は、捕虜を買い戻すの

126 作男 (бобыль) とは土地無しの貧農のこと。16～17世紀を通じて、農民 (крестьяне) とならぶ農村人口の基本的カテゴリーだった。貧窮化した農民は、作男となって修道院、世俗領主、御料地などの直営地経営の労働力として利用されることもあれば、手工業者や商人となることもあった。

127 この担税グループはモスクワと地方都市のボサードに住む商工住民と教会領の農民・作男であり、比較的裕福な担税階層を構成していた。

128 この担税グループは、御料地・国有地の農民と勤務者の領地の農民からなり、担税民の大多数を構成していた。

129 砲手 (пушкари)。野戦で使う大砲を扱う砲兵のこと。最初は、徴募による勤務者だったが、次第に世襲勤務に移行した。おもに国境付近の都市や要塞近くの砲手スロボダと呼ばれる集落に耕地や家屋を与えられて生活し、平時には商売や手工業などに携わりながら勤務した。

130 城塞砲手 (затинщики)。城塞の城壁に据えられた大砲や火器を扱う砲兵のこと。

131 門衛 (воротники)。コトシーヒンによれば (8章9節)、都市 (城塞) の防衛は大きな都市では砲手、城塞砲手、門衛の他に、銃兵とカザーク、歩兵が常駐するが、国境に位置しない都市では、砲手、城塞砲手、門衛だけが守備にあっていた。

132 この担税グループは、徴募 (прибор) による下級軍勤務者の階層で、士族・小士族のような世襲の中級軍勤務者とちがって、知行地を受けることも、昇進して給与基準 (оклад) を上げることもなかった。

133 徴税にあたったのは担税民を管轄するさまざまな官署だが、それが使節官署 (Посольский приказ) に集められたのは、クリミアやトルコの捕虜買い戻し交渉をこの官署が担当したことによる。コトシーヒンによれば、こうして集められた捕虜の買い戻し金は、年に約15万ループリにのぼるといふ (7章2節)。

134 ソハー課税台帳 (сошное письмо)。15世紀～17世紀前半まで、ソハー (соха) という耕地 (敷地) の広さ、地力、労働力など勘案した課税単位をもとに、それぞれの都市や農地の課税額を記した台帳。耕地の広さに対する課税単位大ソハー (большая соха) は、士族領地、修道院領、国有地で異なり、また、評価に修正が加えられるなどして全体としてソハーの高、すなわち収税額が減っていったために、新しい課税台帳に変更された。

135 人口調査台帳 (переписные книги) は17世紀の40年代に一戸を単位に作成された。これにより、各戸ごとの収税が可能となった。

136 スラヴ訳『エノク書』第13章より。

137 『ヨハネによる福音書』第15章13節を改変した句。

みならず、おのれが魂をもかれらのために捧げるべきなのである。それは、かの日に百倍の報酬を受けるにふさわしくなるためにである。

第2条 士族や小士族が捕虜となり、トルコやクリミアの使節、並びにギリシア人¹³⁸によって買い戻しのために連れて来られたとき¹³⁹、もしこの者たちが戦闘において捕らえられたのなら、その者たちの知行地による給与基準100チェトヴェルチ¹⁴⁰につき20ルーブリを、買い戻し金として与えること。

第3条 もし、〔士族や小士族〕が捕虜として捕らえられたが、それは戦闘においてではなく、また〔戦争のために〕派遣されたときでもなかった場合には、その者の買い戻しのためには、〔知行地による給与基準〕100チェトヴェルチにつき5ルーブリを、買い戻し金として与えること。

第4条 モスクワ銃兵の〔買い戻しの〕ためには、一人あたり40ルーブリを与えること。

第5条 辺境地域の諸都市の銃兵とカザークの〔買い戻しの〕ためには、25ルーブリ〔を与えること〕。

第6条 ポサード民〔の買い戻しのためには〕一人あたり20ルーブリ〔を与えること〕。

第7条 耕作農民および貴族の下僕¹⁴¹〔の買い戻しのためには〕一人あたり15ルーブリ〔を与えること〕。

第9章 通行税、渡船税、橋税¹⁴² について

138 クリミア・タタール人やトルコ人から捕虜を買い受け、モスクワ国家に連れて行って実際に買い戻し業務にあたったギリシア商人のこと。

139 コトシーヒンによると、クリミア人が国境地帯の城市を攻撃して捕らえた捕虜は、取り決めに従って国境に連れて来られて、一部は敵の捕虜と交換され、一部はモスクワ側が買い戻し金を払うという（4章37節）。

140 先に98で注したように、軍勤務者として最低のランクの小士族の給与基準が100チェトヴェルチだったため、これを基準として捕虜買い戻し金が記されている。

141 貴族の下僕（*боярские люди*）とはいわゆるホローブのことを指している。

142 通行税（*мыт*）とは、道路や河川を荷車、荷馬車、運搬船が通行する際に荷に対して徴収される税。渡船税（*перевоз*）は、荷物をもって渡し船で渡河する際に徴収される税。橋税（*мост*）は河川湖沼にかけられた橋を人や荷物が渡る際に徴収される税。すべて運搬中の商品に課せられる税である。古来から交通路の整備のために領主がこれらの税を取り立てることは認められていたが、商品でないものからも徴税するなど、政府から見れば恣意的で不適切な運用がなされていたことから、これら諸税の徴収に法的な位置づけを与えたのが第9章の諸条項である。

第1条 御料地の村や国有地の郷において、また総主教、府主教、大主教、主教、修道院などが所有する相続地において、さらには、貴族、宮廷官、貴族会議参加者、側近、大膳職、小姓、モスクワ士族、書記官、在府士族、地方都市士族、地方都市小士族、外国人、その他あらゆる官位の人々が所有する知行地、相続地、大村、村においては、通行税や渡船税を徴収している。しかし、これらの渡し場や通行税の徴収所では、士族、小士族、外国人などあらゆる軍勤務者とその配下の者から、その糧食荷に対して、そして君主の用務で派遣された急使¹⁴³などから、通行税、渡船税、橋税などを徴収してはならない。

君主はこのことについて、モスクワ〔国家〕の郡と諸都市において〔税の徴収を〕厳しく禁止するように命じ、これについての自らの君主の文書を送達するよう命じられた。すなわち、軍勤務者である士族、小士族、外国人¹⁴⁴から、またあらゆる軍勤務者とその配下の者からその糧食荷に対して、そして急使からは、何人であれどこにおいても、通行税、渡船税、橋税を徴収してはならない。

第2条 もし通行税徴収人が関所¹⁴⁵で、渡船税徴収人が渡し場で、橋税徴収人が橋で、軍勤務者とその配下の者から、その糧食荷に対して、あるいは急使から、この君主の命令と貴族たちの決定に反して、通行税、渡船税、橋税を徴収することがあった場合。そのような〔徴収を受けた〕者は、通行税徴収人、渡船税徴収人、橋税徴収人を訴える訴状を、君主に宛てて送ること。誰が幾ら通行税、渡船税、橋税をその者たちから徴収したのかについては、君主にしてツァーリ、全ルーシの大公アレクセイ・ミハイロヴィチへの十字架接吻の宣誓をさせて、その者たちへの尋問を行うこと。すなわち、何という名のどの通行税徴収人、渡船税徴収人、橋税徴収人が、その者たちから通行税・渡船税・橋税を取ったのか、その額はどれだけなのかについてである。

もし、訴えを行った士族、小士族、外国人らが、そのことについて、その配下の者や〔配下の〕農民ではなく、自分自身で、君主への十字架接吻の宣誓をした上で陳述を行う場合には、その陳述に基づいて、それらの通行税徴収人、渡船税徴収人、橋税徴収人から、〔徴収された〕通行税、渡船税、橋税の3倍の額を取り上げ、〔不当に〕徴収されたその者に与えること。また、それらの通行税徴収人、渡船税徴収人、橋税徴収人は処罰され、鞭打ちに処される。

143 急使 (гонцы) とはモスクワ国家の外交使節の官職の一つ。大使 (послы)、公使 (посланники) に次ぐ第3のランクで、外交使節としては最も下位にあった。急使はもっぱら外交書類の受け渡しを担当し、国内を頻繁に行き来していた。

144 先に注したように、外国人はもっぱら士官として軍勤務をしていたことから、士族・小士族と同様に移動することが多かった。

145 「関所」の原語のмыт は、「通行税」そのものと、それを徴収する場所としての「関所」の二つの意味があった。関所は街道脇にもうけられ、通行税徴収人 (мытчики) が詰っていた。

第3条 軍勤務者の糧食荷を、その配下の者や農民が、主人の同行なしで運搬し¹⁴⁶、それは販売の目的ではないのに、これらの配下の者や農民から、通行税徴収人、渡船税徴収人、橋税徴収人が、通行税、渡船税、橋税を徴収したとする。そして、そのことについて配下の者や農民が、君主への十字架接吻をした上で陳述を行った場合。その配下の者や農民の陳述に基づいて、それらの通行税徴収人、渡船税徴収人、橋税徴収人から、やはり〔徴収された〕通行税、渡船税、橋税の3倍の額を取り上げ、〔不当に〕徴収されたその者に与えること。

また、もし誰かがその訴状のなかで、自分は渡し場や関所で罵られ、打たれ、〔荷物を〕略奪されたと、さらに申し立てた場合には、それを裁判によって取り調べ、その件については裁判と取り調べに基づいて命令を下すこと。

第4条 もし、モスクワ身分¹⁴⁷に属するすべての者たち、および地方都市士族、地方都市小士族、外国人が、関所、渡し場、橋にある徴収所を、商品を持つあらゆる官位の商人たち¹⁴⁸を伴って通りすぎようとし、そのことが取り調べによって明らかになった場合。それらの〔士族身分の〕者たちを鞭打ちに処すこと。そしてかれらからは通行税、橋税、渡船税の3倍の額を徴収し、通行税徴収人、渡船税徴収人、橋税徴収人に与えること。

第5条 いかなる官位の商人であれ、関所や渡し場で、軍勤務者の名前をかたって〔通ろうと〕し、そのことが取り調べによって明らかになった場合。それらの者を、同じように処罰し、鞭打ちに処すこと。そして君主への罰金として一人当たり5ルーブリを徴収すること。そのような者からの罰金徴収は、モスクワ及び訴状が出された地方都市¹⁴⁹で行うこと。

第6条 税関¹⁵⁰、居酒屋¹⁵¹、関所、渡し場、橋の徴収所、それは地方都市、郡、君主の御料地の

146 先に注したように、軍勤務の士族等は配下の者を騎兵としてともなっていた、また、大きな領主の場合には、もっぱら輜重を運ぶ随員もいた（コトシーヒン9章1節）

147 モスクワ身分（московский чин）とは、世襲の勤務階級のうち、モスクワに勤務する中級の身分グループを言い、ここには大膳職、小姓、モスクワ士族、在府士族の官職が含まれる。

148 この表現から狭い意味での商人身分の者のみならず、商業に従事するあらゆる層、たとえば下級勤務人なども含むと考えられる。

149 第9章で扱われている事例は当然ながら地方で起きることが多く、訴状は地方を管轄し地方都市に住む総督に宛てて出され、取り調べ、裁判、刑の執行も総督のもとで行われた。

150 税関（таможеня）とは、売買・取引に対してかかる関税（тамга; таможенная пошлина）を、商人などから徴収する場所。通常は郡の中心的市场に税関がおかれ、関税の収税頭（таможенный голова）以下の役人がいた。関税の収税頭は居酒屋の収税頭（кабацкий голова）を兼ねることも多かった。商品をもって通り過ぎるだけの場合には関税は徴収されなかった。また現地で生産された商品を売買するに際しても徴収されず、他所から持ち込まれた商品の売買が対象となった。さらに穀物の売買には、取引税としての関税は課税されなかった。1653年の商業法以後は、この税はルーブリ税（рублевая пошлина）と称されるようになった。

151 居酒屋（кабаки）は、モスクワ国家の専売品だったウォッカを販売する末端の店舗で、そこからあがる税収は重要な財源だった。

村、国有地の郷にある税関、居酒屋、関所、渡し場、橋の徴収所についてであるが、そこにおける収税頭¹⁵²と宣誓役人¹⁵³は、ポサード民や御料地の村の農民がその職につくべきであり、誰かの配下にある者や配下にある農民がその職についてはならない。

第7条 同様にまた、地方都市、御料地の村、国有地の郷、さらに総主教、府主教、大主教、主教、修道院の相続地、またさらに、貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官、大膳職、小姓、モスクワ士族、書記官、在府士族、地方都市士族、地方都市小士族、家僕らが所有する相続地と知行地において、冬季にも橋税を徴収しようとして、川岸や橋のまわりの氷を割って、勤務身分、商人身分、あらゆる官位の者に損害を与えてはならない。誰かが自分の利益のために、橋のまわりの氷を割り、取り調べによってそのことが立証された場合には、その者は処罰され、鞭打ちに処され、君主が命令する〔額の〕罰金を徴収される。

第8条 また街道、大村、村において、軍勤務者から一時滞在手数料¹⁵⁴を徴収してはならない。モスクワではこれを厳しく禁止し、触れ役に命じて何日にもわたって触れ回させること。地方都市では君主の文書を送達して、地方都市においても、誰であれどこであれ、軍勤務者からは決して一時滞在手数料を徴収しないよう、厳しく禁止させること。

第9条 大村と村において、また街道ぞいの橋、棧橋¹⁵⁵、川、渡し場、市場において、昔から関所が置かれていない場所では、誰も新たに関所を設置したり、通行税の徴収を行ってはならない。それができるのは、昔から関所や渡し場の徴収所が置かれている場所で、関所、渡し場、橋の徴収所設置を許可した恵与状¹⁵⁶ が与えられている場所だけである。

第10条 もし、誰かが自らの利益のために、命令も受けずに勝手に、関所、渡し場、橋の徴収

152 知行地・相続地での領主による通行税の徴税の方法（領主が徴収人を任ずる）と異なり、御料地や国有地での通行税及び関税・居酒屋税の徴税は、総督〔軍司令官〕に任じられた者が行った。収税頭（голова）とは、資産を持つ商人（主として大商人（гости）たち）が、関税、取引税、居酒屋税などを種類ごとに収税を委託されて業務にあたった。これは政府から課せられる無給の一方的な勤務であり、商人にとっては大きな負担となった。

153 宣誓役人（целовальник）とは、16世紀には法に従うことを「宣誓」（целовать крест）した裁判の執行役人だったが、17世紀になると、収税頭の補佐役として、もっぱら酒税をはじめとする税の収税にあたるようになった。ゴスチ組合やラシャ組合の商人たちが勤めることが多かった。

154 一時滞在手数料（постоялово）とは、商人などが移動する際に、宿泊する村の領主が滞在者から取り立てる金銭で、一種の税金もしくは手数料（пошлина）のように見なされていた。

155 ここで棧橋（плотина）とは、渡し場や漁労の足場とするために川岸から水上に差し出した堰のこと。

156 モスクワ国家では、従来から、知行地や相続地における関税の徴収の権限は、大公やツアーリが領主に対して発した行政状（уставные грамоты）や恵与状（жалованные грамоты）によって認可されてきた。この条項はこれまでの慣習を確認したものである。

所を新たに設置した場合。その者の全財産を君主の国庫に没収すること。

第11条 相続地や知行地にある橋や渡し場で、昔からの恵与状によって〔その領主に〕任されているものについては、〔領主は〕自分の相続地にある街道沿いの板道、橋、棧橋を自らの手で補修すること。それは、板道や橋が堅牢であり、どんな理由であれ、橋や板道を通行する者を立ち往生や遅滞させたり、損害を与えないようにするためである¹⁵⁷。

第12条 知行地領主や相続地領主が、自分の知行地や相続地で通行税、渡船税、橋税を徴収しているのに、橋や板道や棧橋を補修するように指示しておらず、そこを通行する軍勤務者やあらゆる人々が、壊れた橋、棧橋、板道などで何らかの損害をこうむった場合。また、軍勤務者がそのような場所で、馬、糧食、軍装、その他の物を川に沈めたり、損壊させた場合。また、商人などが商品やその他のなんらかの物の損失をこうむった場合。

これらの通行者に対するすべての損害賠償は、裁判と取り調べに基づいて、壊れた橋、棧橋、板道を所有する知行地領主や相続地領主から徴収すること。また、そのような相続地領主や知行地領主に対して、橋、板道、棧橋を新しくするように命ずること。これは、かれらの所有する橋や板道で、それ以後通行人が決して立ち往生したり、損害をこうむることがないようにするためである。

第13条 君主の〔御料地の〕橋や渡し場の徴収所で、そこには選ばれた収税頭と宣誓役人、もしくは収税請負人¹⁵⁸がいるが、もし、橋が壊れていたり、渡し場の渡し船や棧橋が破損していたために、通行者が何らかの損害を受けたり、立ち往生することがあった場合。その通行者に対する損害の賠償金は、裁判と取り調べに基づいて、選ばれた収税頭、宣誓役人、もしくは収税請負人から徴収すること。そして、そして、その選ばれた収税頭、宣誓人、もしくは収税請負人に対しては、次のことを厳しく指示すること。すなわち、かれらが管理する橋、渡し場の渡し船、その他の船や棧橋は堅牢でなければならない。また、かれらが管理する橋や渡し場では、いかなる通行者がどんな理由であれ、立ち往生したり損害を受けないようにしなければならない。

157 恵与状によって領主に与えられた関税徴収の権利が、敷板による舗装や橋の保全の義務をともなうことを明確に規定した条項。

158 この条項も第6条と同じく、御料地・国有地での徴税を扱っている。収税請負人（откупщики）とは、酒場などで商人が一定の割当額の収税を請け負い、酒の製造・販売を引き受けるモスクワ国家の収税の一形態。これは、酒販売による収税だけでなく、関税などについてもあてはまることだった。

第14条 知行地領主や相続地領主が、自分の利益のために、昔からある街道を池に変えたり、耕作して自分の土地に変えた場合。その知行地領主や相続地領主は、昔からある街道の代わりとして、自分の領地の古い街道に近いところに、古い街道と同じような街道を新しく造ること。それは、重い荷を運ぶあらゆる通行者が、新しい道路を行くことで遠回りしなくてもよいようにするためである。

第15条 もし、知行地領主や相続地領主が、新しい街道を古い街道よりも粗末に造った場合、あるいは、古い街道で行くときにくらべて、遠く回り道をしなければならないような場合。その相続地領主や知行地領主に対しては、古い街道を整備するよう命ずること。

第16条 誰かの知行地や相続地において、街道を〔馬車で〕通行することが困難であったり、泥土に板道が敷いていなかったり、泥の川に橋がかかってなく、それは昔からなかったとする。そして、その知行地領主や相続地領主が、嘆願書を出して、どんな人でも〔馬車で〕通行できるように、そのような泥の上に橋を架けるよう自分に命じてほしいと嘆願した場合。その者には、その〔橋の建造の〕費用として、他の橋と同じ額の橋税を、通行者から徴収させること。そのような新しい橋〔の建造〕については、取り調べと調査に基づいて、命令が下される。

第17条 船が通航するような川には、新しい池、棧橋、水車小屋などを作ってはならない。それは、新しい池や棧橋が、船の運行を妨げないようにするためである。

第18条 もし、そのような川に棧橋をつくる者がいたら、その者は船の航行用の水門を設けること。それは、水門によって船が航行できるようにするためである。同様に、川に新規にではなく、昔からある魚捕獲用のヤナを仕掛ける場合にも、その川は船が航行するような川であるならば、船が航行できるように、そのヤナに水門を設けること。また、川の中にヤナを張る場合には、船の航行を妨げることのないよう、密集して張らないように指示すること。また、そのような新規のヤナ、池、棧橋においては、通行税を徴収してはならない。

第19条 いかなる官位の者であれ、誰かが君主に嘆願状を提出せずに、自分の相続地や知行地をとめる街道が河川湖沼と交わるところで、勝手に通行税、渡船税、橋税の徴収所を設置し、これまでなにもなかった場所で、新たに渡船税、通行税を勝手に徴収している場合。また、新たに水車小屋を設置して水位を上げたために、それまでは街道や浅瀬であった場所で、街道や浅瀬が水没してしまい、そのためにあらゆる官位の者から渡船税、橋税を徴収している場合。今後、そのような渡船税、橋税、通行税を徴収してはならず、また水車小屋、橋、渡し場は撤

去すること。

第20条 車小屋を新たに設置した者が、かれらの水車小屋が壊されないようにと、君主に嘆願をなした場合には、水車小屋は嘆願状の訴えの通りに〔壊さない〕こと。そして、以前に街道があった場所に、あらゆる人々が通行できるように、しっかりした橋や渡し場を設置させること。その橋や渡し場を通行するときは、誰の配下の者であれ、あらゆる官位の者が、橋税や渡船税を取られずに渡れるようにすること。なぜならば、水車小屋が街道沿いに建設され、以前にはなかった渡船税の徴収所が設置されたのは、君主への嘆願なしに勝手に自分の利益のために設けられたものであるのだから。

もし、かれらがその後も、橋税、渡船税、通行税を徴収しようとした場合、あるいは、その後もその場所に橋や渡し場が設置されず、これについてかれらを訴え出る者があり、取り調べた上でそれがたしかに立証された場合。かれらの水車小屋や棧橋は取り壊すこと。それは、かれらの水車小屋や棧橋によって、その後に街道が通行不能にならないようにするためであり、軍勤務者や誰の配下の者であれ、かれらに通行の障害や損害がでないようにするためである。

主な参考文献

- Ключевский В. О. Сочинения в восьми томах: Специальные курсы Т. VI. М., 1956.
Маньков А. Г. Уложение 1649 года: Кодекс феодального права России. Л., 1980.
Российское законодательство X-XX веков: Акты земских соборов Т.3. М., 1983.
Словарь книжников и книжности Древней Руси. Вып. 3 (XVII в.) Ч. 1, А-З. СПб., 1992.
Словарь книжников и книжности Древней Руси. Вып. 3 (XVII в.) Ч. 2, И-О. СПб., 1993.
Соборное Уложение царя Алексея Михайловича 1649 года. М., 1957. (Памятники русского права. Вып. 6).
Соборное Уложение 1649 года: Текст; Комментарии / подгот. текста Л. И. Ивановой. Комментарии Г. В. Абрамовича, А. Г. Манькова, Б. Н. Миронова, В. М. Панеяха. Руководитель авторского коллектива. А. Г. Маньков. Л., 1987.
Черных П. Я. Язык Уложения 1649 года. М., 1953.
Richard Hellie (trans. and ed.), *The Muscovite Law Code (ULOZHENIE) of 1649. Part 1: Text and Translation*. California, 1988.
松木栄三 (編訳) 『ピョートル前夜のロシア—亡命ロシア外交官コトシーヒンの手記』、彩流社、2003。

※ 本論は、平成16年度科学研究費補助金(基盤研究(B)(1)) 課題番号16320102「近世ロシアにおける法文典の史料学ならびに文献学的研究」(研究代表 松木栄三)による研究成果の一部である。